

坂井市行政改革(100の改革)取組実績

番号	1	事業名	市が関与する必要性などを判断する基準を策定	
事業推進課	総務部 行政経営課			
現状及び問題点	事務事業の必要性、優先度、行政関与の妥当性、実施主体の妥当性などを客観的に判断する基準を策定したうえ、「集中と選択」による事業を展開する必要がある。			
実施内容	公的関与の必要性を客観的に判断する基準を策定し事務事業評価を実施する。			
実施目標	事務事業評価を実施する中で公的関与の基準を正確に把握し、民営化できる事務事業などの特定をしていく。			
達成状況	平成20年度 達成			
取組結果・効果額	全ての業務・事業において事務事業評価を導入。公的関与を正確に把握するための項目を設定し客観的に民間移譲の適否判断を実施。毎年度、事務事業評価と並行した形で実施していく。			-

番号	2	事業名	補助金等の合理化	
事業推進課	総務部 行政経営課			
現状及び問題点	平成19年度当初予算において、補助金等に係る事業が226件で総額14億600万円(予算全体の4.6%)を計上している。合併後も総合支所間で補助金等にバラツキがあり、補助制度が統一されていないものがある。			
実施内容	(仮称)補助金等合理化委員会等を設置し、個別の地域にしかない補助金は統廃合を基本に、事務事業評価の実施に併せて合理化する。			
実施目標	平成19年度から21年度の間全補助金をゼロベースで見直す。			
達成状況	平成23年度 達成			
取組結果・効果額	平成19年度に「坂井市補助金等合理化委員会」を設置し、全補助金について見直しを行い、要綱・要領の整備、改正を行った。今後についても、適正な執行及び要綱要領の徹底を図っていく。			▲ 26.5

番号	3	事業名	長期継続契約の活用(一年契約が基本であったリースや定型業務委託について、費用低減のため認められた長期継続契約制度を活用する)	
事業推進課	財務部 監理課			
現状及び問題点	リース契約においては、これまで地方自治法の関係から一年ごとに契約をしていたが、リース期間満了までの契約とすべきで、今回地方自治法の改正により長期継続契約が可能となった。また、施設の電気保安や保守点検などの定型的業務についても長期継続契約が可能となり、業務委託経費の縮減と事務の省力化を図ることが必要である。			
実施内容	長期継続契約を活用することにより、リースまたは委託契約額の縮減を図るとともに、契約行為の省力化を図る。			
実施目標	毎年度契約を見直し、可能な限り複数年契約を実施し業務の効率化を図る。			
達成状況	平成20年度 達成			
取組結果・効果額	施設や設備等の保守管理業務、物品等のリース業務について、単年度契約から長期継続契約が可能な業務について変更を行った。今後も可能な限り複数年契約を実施し業務の効率化を図っていく。			▲ 10.0

坂井市行政改革(100の改革)取組実績

番号	4	事業名	保育所、幼稚園の一元化	
事業推進課	福祉保健部 子育て支援課			
現状及び問題点	少子化に伴い幼稚園によっては定員割れするなど、入園者の確保が困難になってきている。一方で、核家族化の進展や夫婦共稼ぎが増え、要保育児童数は増加しており、幼稚園と保育所の運営の合理化と利用者の立場から幼保一元化が必要となっている。このような中、平成18年度新制度として幼稚園と保育所の両機能を併せ持つ「認定こども園」がスタートしている。			
実施内容	保育所の民営化を推進するとともに、幼稚園教育と保育所保育のあり方を検討する中で、幼稚園と保育所の両機能を併せ持つ「認定こども園」を視野に、幼保一元化に取り組む。			
実施目標	「幼児教育・保育検討委員会」による方針決定後、平成22年度より取り組む。			
達成状況	未達成 次期に継続			
取組結果・効果額	「幼稚園運営検討ワーキンググループ」を立ち上げ検討に入ったものの、国の制度方針が未確定なため、期間内の達成は困難となった。次期行政改革期間においても継続して取り組む。			-

番号	5	事業名	病気、病後の幼児保育をする制度を整備	
事業推進課	福祉保健部 子育て支援課			
現状及び問題点	核家族化、夫婦共働きが増える中、風邪やおたふくなどの感染症や発熱、下痢等に患っている病児を、預る施設・体制の整備が急務となっている。			
実施内容	風邪やおたふくなどの感染症を罹病、罹病後の児童を保育する体制を整備する。平成18年12月1日から春江自治区の民間病院一箇所にて定員4人(病児2人、病後児2人)で実施しているが、利用者ニーズの増加に伴い、他の自治区でも導入を図る。			
実施目標	市内に3箇所対応できる病院を設置する。			
達成状況	未達成 次期に継続			
取組結果・効果額	平成23年4月から丸岡地区の民間病院にて定員12人(病児6人、病後児6人)の病児・病後児保育施設を開所することができた。三国地区においても民間病院での設立を図ったが、期間内での達成は困難となった。引き続き、三国地区での導入を目指して次期行政改革期間においても継続して取り組む。			-

番号	6	事業名	土曜保育の効率化(保育幼児が少ない土曜日の保育は、指定保育所で対応する)	
事業推進課	福祉保健部 子育て支援課			
現状及び問題点	土曜日の半日・一日保育のニーズがあるなか、一方では土曜日休みの保護者が増加しており、土曜日の保育児童数が減少している。平成19年度、三国地区では全保育所で土曜半日保育を実施しているが、利用率が低く非効率的であるうえ、児童も寂しい思いをしている。春江は合併前から、坂井は平成18年度より、丸岡は平成19年度より土曜半日、一日保育を拠点園で実施しており、土曜保育の効率化に向けて統一する必要がある。			
実施内容	保護者の土曜保育のニーズを調査し意見を聞きながら、運営の効率化を図るため、拠点園での土曜保育を実施する。			
実施目標	平成20年度より全地区において拠点園による土曜保育を実施する。			
達成状況	平成20年度 達成			
取組結果・効果額	市内数箇所に拠点園を設け土曜保育を実施する体制を確立。経費削減に加え、職員の勤務ローテーションに幅がもたされるなど、一定の効果が得られた。			▲ 0.4

坂井市行政改革(100の改革)取組実績

番号	7	事業名	投票区の見直し(選挙の投票区を公民館または小学校区単位で見直す)	
事業推進課	総務部 総務課(選挙管理委員会)			
現状及び問題点	33ある投票区について有権者数等で見ると、投票区毎に不均衡で、一定の基準に基づき、地理的条件などを配慮したうえで、不均衡を是正することが必要である。			
実施内容	公民館または小学校区単位を基準として、33投票所から概ね26投票所に投票区を見直す。			
実施目標	平成22年度の市長・市議会議員選挙の終了後、7月に予定されている参議院議員通常選挙から投票区の統廃合を実施する。			
達成状況	平成22年度 達成			
取組結果・効果額	「投票区等検討委員会」の答申、パブリックコメントを経て、H22年7月に実施された参議院議員通常選挙から投票区を5ヶ所削減した。それに伴い投票所も5ヶ所変更して選挙を執行した。			▲ 4.7

番号	8-1	事業名	祭り・イベントの見直し(観光関係)	
事業推進課	産業経済部 観光産業課			
現状及び問題点	旧町で実施していた祭り・イベントは、市が主催するものと自治区が主催するものに分けて継承し実施している。これらは、実行委員会を組織し実施しているが、実質的には行政が事務局を担当して実施しているのが現状である。また、祭り・イベントを通して市民の交流と融和が図られるものと併せて、全国に坂井市をPRするようなものの企画が必要である。			
実施内容	祭り・イベントについて、これまでの行政主導から民間主導(実行委員会等)へ移行し、間接的に支援する。市主催の祭り・イベントでは積極的に観光客誘致を図り、同時に物産展等を企画して市をアピールする。自治区や公民館が主催する祭り・イベントは市の一体性醸成や地域コミュニティー強化に繋がるよう、地域住民による祭り・イベントへシフトチェンジしていく。			
実施目標	平成20度より事務局を順次民間へ移行する。 イベントと観光・物産を絡めた観光客誘致を図る。			
達成状況	未達成 次期に継続			
取組結果・効果額	さかい夏、はるえでんすけ、三国カニ祭りにおいては、住民主体の実行委員会形式を確立した。しかし、丸岡古城まつりにおいては、実行委員会形式ではあるものの事務局は市が行っている。住民主体での実施に向けた雰囲気は醸成されてきており、実行委員会のあり方も含め検討・支援していく。次期行革期間においても継続して取り組む。			-

番号	8-2	事業名	祭り・イベントの見直し(生涯学習関係)	
事業推進課	教育委員会 生涯学習スポーツ課			
現状及び問題点	旧町で実施していた祭り・イベントは、市が主催するものと自治区が主催するものに分けて継承し実施している。これらは、実行委員会を組織し実施しているが、実質的には行政が事務局を担当して実施しているのが現状である。また、祭り・イベントを通して市民の交流と融和が図られるものと併せて、全国に坂井市をPRするようなものの企画が必要である。			
実施内容	祭り・イベントについて、これまでの行政主導から民間主導(実行委員会等)へ移行し、間接的に支援する。市主催の祭り・イベントでは積極的に観光客誘致を図り、同時に物産展等を企画して市をアピールする。自治区や公民館が主催する祭り・イベントは市の一体性醸成や地域コミュニティー強化に繋がるよう、地域住民による祭り・イベントへシフトチェンジしていく。			
実施目標	平成20度より事務局を順次民間へ移行する。			
達成状況	平成23年度 制度定着			
取組結果・効果額	各公民館まつりに地域の各団体が関わり特色あるまつりとなるよう働きかけた結果、まちづくり協議会や区長会による主催・共催、地域の実行委員会による実施が進んだ。			▲ 0.5

坂井市行政改革(100の改革)取組実績

番号	8-3	事業名	祭り・イベントの見直し(スポーツ関係)	
事業推進課	教育委員会 生涯学習スポーツ課			
現状及び問題点	旧町で実施していた祭り・イベントは、市が主催するものと自治区が主催するものに分けて継承し実施している。これらは、実行委員会を組織し実施しているが、実質的には行政が事務局を担当して実施しているのが現状である。また、祭り・イベントを通して市民の交流と融和が図られるものと併せて、全国に坂井市をPRするようなものの企画が必要である。			
実施内容	祭り・イベントについて、これまでの行政主導から民間主導(実行委員会等)へ移行し、間接的に支援する。市主催の祭り・イベントでは積極的に観光客誘致を図り、同時に物産展等を企画して市をアピールする。自治区や公民館が主催する祭り・イベントは市の一体性醸成や地域コミュニティー強化に繋がるよう、地域住民による祭り・イベントへシフトチェンジしていく。			
実施目標	平成20年度より事務局を順次民間へ移行する。			
達成状況	平成21年度 達成			
取組結果・効果額	市が事務局となっていた古城マラソン大会、市民スポーツ祭、スポーツ少年団、地区体協について、H20.6月に統合した坂井市体育協会に移管。今後は市と連携しながら事業を実施していく。			▲ 91.0

番号	8-4	事業名	祭り・イベントの見直し(文化関係)	
事業推進課	教育委員会 文化課			
現状及び問題点	旧町で実施していた祭り・イベントは、市が主催するものと自治区が主催するものに分けて継承し実施している。これらは、実行委員会を組織し実施しているが、実質的には行政が事務局を担当して実施しているのが現状である。また、祭り・イベントを通して市民の交流と融和が図られるものと併せて、全国に坂井市をPRするようなものの企画が必要である。			
実施内容	祭り・イベントについて、これまでの行政主導から民間主導(実行委員会等)へ移行し、間接的に支援する。市主催の祭り・イベントでは積極的に観光客誘致を図り、同時に物産展等を企画して市をアピールする。自治区や公民館が主催する祭り・イベントは市の一体性醸成や地域コミュニティー強化に繋がるよう、地域住民による祭り・イベントへシフトチェンジしていく。			
実施目標	平成20年度より事務局を順次民間へ移行する。 市総合文化祭に移行する。			
達成状況	未達成 次期に継続			
取組結果・効果額	文化祭の事務局については民間主体の実行委員会へ移行し、総合文化祭に向けては開会式を統一したものとするなど一定の効果はあった。しかし、市での総合文化祭開催には至っておらず、次期行革期間でも継続して取り組む。			-

番号	8-5	事業名	祭り・イベントの見直し(春江体育祭関係)	
事業推進課	春江総合支所 地域振興課			
現状及び問題点	旧町で実施していた祭り・イベントは、市が主催するものと自治区が主催するものに分けて継承し実施している。これらは、実行委員会を組織し実施しているが、実質的には行政が事務局を担当して実施しているのが現状である。また、祭り・イベントを通して市民の交流と融和が図られるものと併せて、全国に坂井市をPRするようなものの企画が必要である。			
実施内容	祭り・イベントについて、これまでの行政主導から民間主導(実行委員会等)へ移行し、間接的に支援する。市主催の祭り・イベントでは積極的に観光客誘致を図り、同時に物産展等を企画して市をアピールする。自治区や公民館が主催する祭り・イベントは市の一体性醸成や地域コミュニティー強化に繋がるよう、地域住民による祭り・イベントへシフトチェンジしていく。			
実施目標	平成20年度より事務局を順次民間へ移行する。			
達成状況	平成21年度 方針転換			
取組結果・効果額	H21年度に春江自治区体育祭を中止。以降、廃止とした。			-

坂井市行政改革(100の改革)取組実績

番号	8-6	事業名	祭り・イベントの見直し(さかい夏まつり関係)	
事業推進課	坂井総合支所 地域振興課			
現状及び問題点	旧町で実施していた祭り・イベントは、市が主催するものと自治区が主催するものに分けて継承し実施している。これらは、実行委員会を組織し実施しているが、実質的には行政が事務局を担当して実施しているのが現状である。また、祭り・イベントを通して市民の交流と融和が図られるものと併せて、全国に坂井市をPRするようなものの企画が必要である。			
実施内容	祭り・イベントについて、これまでの行政主導から民間主導(実行委員会等)へ移行し、間接的に支援する。市主催の祭り・イベントでは積極的に観光客誘致を図り、同時に物産展等を企画して市をアピールする。自治区や公民館が主催する祭り・イベントは市の一体性醸成や地域コミュニティ強化に繋がるよう、地域住民による祭り・イベントへシフトチェンジしていく。			
実施目標	平成20年度より事務局を順次民間へ移行する。			
達成状況	平成23年度 達成			
取組結果・効果額	イベント・かがし・会場設営・総務・踊りの各部会からなる実行委員会を組織し、企画運営を行った。また、運営において地元業者の活用による地域振興や経費削減などの効果が得られた。			▲ 6.4

番号	9-1	事業名	公民館を地域行政の拠点として活用	
事業推進課	総務部 まちづくり推進課			
現状及び問題点	合併により市の行政区域が拡大したことにより、公民館単位での地域コミュニティは、ますます重要となってきている。このような中、公民館を社会教育施設として生涯学習活動の場としてだけで捉えるのではなく、地域コミュニティ活動の拠点としても活用することが求められている。			
実施内容	地域自治区制度のもと行政と市民との協働を進めるため、まちづくり協議会など市民の自主的な活動を推進し、社会教育施設としての生涯学習の拠点機能だけでなく、地域コミュニティ活動の拠点としても活用する。			
実施目標	平成20年度より試行期間を持ちながら公民館を地域コミュニティ施設へ順次移行する。			
達成状況	平成20年度 達成			
取組結果・効果額	市内全域において23のまちづくり協議会が設立。公民館を拠点施設にこれまでの生涯学習のみならず総合的な地域まちづくり拠点施設として活用していく。			-

番号	9-2	事業名	公民館を地域行政の拠点として活用	
事業推進課	教育委員会 生涯学習スポーツ課			
現状及び問題点	合併により市の行政区域が拡大したことにより、公民館単位での地域コミュニティは、ますます重要となってきている。このような中、公民館を社会教育施設として生涯学習活動の場としてだけで捉えるのではなく、地域コミュニティ活動の拠点としても活用することが求められている。			
実施内容	地域自治区制度のもと行政と市民との協働を進めるため、まちづくり協議会など市民の自主的な活動を推進し、社会教育施設としての生涯学習の拠点機能だけでなく、地域コミュニティ活動の拠点としても活用する。			
実施目標	平成20年度より試行期間を持ちながら公民館を地域コミュニティ施設へ順次移行する。			
達成状況	平成20年度 達成			
取組結果・効果額	全地域でまちづくり協議会が設立された中で、まち協が計画した事業に対して公民館においても積極的な支援を行っている。			-

坂井市行政改革(100の改革)取組実績

番号	10	事業名	文化財保護等の文化行政事務の充実	
事業推進課	教育委員会 文化課			
現状及び問題点	市内全域に貴重な歴史的な文化遺産が多数あり、それらを守り、継承していくとともに、新たな文化の掘り起しが必要となっている。また現在、開発行為に係る埋蔵文化財についての調査基準がなく、個別にて対応しているが市としての基準を早急に策定しなければならない。			
実施内容	開発行為に係る埋蔵文化財調査の基準となる指針を策定するとともに、文化財保護などの文化行政の充実を図る。			
実施目標	文化財保護に関する基準策定後、平成21年度より取り組む。			
達成状況	平成20年度 方針転換			
取組結果・効果額	市単独で文化財保護に関する調査基準を策定することを目指したが、県内外の動向を見ると、県が定めている基準に準拠しており、また第三者による審議会においても同様の意見とされたことから、当面、県基準を用いることとした。			-

番号	11	事業名	福祉バスの運行の見直し	
事業推進課	福祉保健部 社会福祉課			
現状及び問題点	福祉バスは、旧町域のみでの運行となっており、市内全域をカバーしていない。また、利用者が高齢者等に限定されており、乗車率が低く、コミュニティーバスとして利用拡大することが必要である。			
実施内容	公共交通の現状、住民ニーズ、地域の実情を調査のうえ、公共交通のあり方を含めて、坂井市地域公共交通会議で論議のうえ、坂井市公共交通計画を策定し、方向性を決定する。			
実施目標	公共交通計画策定後、試行運転期間を経て平成21年度よりコミュニティーバスとして実施する。			
達成状況	平成20年度 達成			
取組結果・効果額	H20年8月末で福祉バスを廃止し、福祉バス経路をコミュニティーバスの13接続ルートに盛り込むことで福祉バス利用者の利便性を確保した。その際には住民説明会を開催することで円滑な移行を図った。			▲ 132.0

番号	12	事業名	通学支援対策の統一化（スクールバス運行の見直し）	
事業推進課	教育委員会 学校教育課			
現状及び問題点	学校通学の支援体制については、旧町ごとにスクールバスや公共交通機関での通学援助、バス委託に係る支援などそれぞれ対応が異なり保護者負担に格差がある状況である。一刻も早く統一的な体制を整備することが必要である。			
実施内容	通学支援問題検討委員会を設置し、通学支援のあり方、方法、費用負担等の考え方を検討し、通学支援の統一的基準を作成する。また、通学支援の手法として、平成21年度より実施するコミュニティーバスの活用を図る。			
実施目標	通学支援の基準策定後、平成20年度より支援を統一する。			
達成状況	平成20年度 達成			
取組結果・効果額	H20年9月に市内小中学校に通学する児童・生徒に統一した通学支援、スクールバス運行を実施。また、公共交通機関等を利用する児童・生徒に対して補助制度を創設し通学支援の統一化を図った。			-

坂井市行政改革(100の改革)取組実績

番号	13	事業名	市営住宅建設事業の見直し	
事業推進課	建設部 都市計画課			
現状及び問題点	市では市内の住宅事情に留意しつつ、低額所得者の住宅不足を緩和するための対策として市営住宅の供給事業を行っているが、改良住宅などで老朽化が進み、改築するには多額の費用が必要となる。老朽化した住宅は入居者募集を凍結するなど、順次縮小廃止し、低額所得者のために民間施設（アパート、マンション等）を活用した家賃補助などを視野に検討する。			
実施内容	住宅マスタープランに基づき、計画期間内は、既存の市営住宅の改善事業を推進するとともに、適切な管理運営に努めることによって市営住宅需要に対応する。又、中長期的には、民間活力を活用した供給手法（民間住宅の借上方式や家賃補助制度）の導入を検討しながら、市営住宅需要に適切に対応する。			
実施目標	住宅マスタープランに基づき、短期的には市営住宅ストックの適切な改善・管理・運営に努め、中長期的には、市内の公営住宅を対象として指定管理者制度や民間住宅への家賃補助等新たな制度を検討し、導入していく。			
達成状況	未達成 次期に継続			
取組結果・効果額	住宅マスタープランに基づき、公営住宅ストック改善事業による整備工事を行った。また、指定管理者等の導入については、検討調査を行ったものの、導入には至らなかったため、次期行革期間においても継続して取り組む。			-

番号	14-1	事業名	体育施設等の公共施設統廃合の推進(生涯学習関係)	
事業推進課	教育委員会 生涯学習スポーツ課			
現状及び問題点	公民館、図書館などの社会教育施設、保育所、児童館などの児童福祉施設は類似団体と比較して施設の数が多く、統廃合を推進し公共施設を合理化しなければならない。また、体育施設には、老朽化したものが多く、維持管理コストの増大はもとより、大規模修繕・改築等の必要が懸念される。			
実施内容	類似団体と比較して施設数が多いものについて、また老朽化した体育施設について、市民及び利用者へ理解と協力を得ながら統廃合を推進する。			
実施目標	施設の現況調査実施後、平成22年度より統廃合を実施する。			
達成状況	未達成 次期に継続			
取組結果・効果額	将来的に公民館を担うまち協への支援を行ったが、さらなる体制強化が必要であり、次期行革期間でも公共施設マネジメント白書を踏まえ取り組む。			-

番号	14-2	事業名	体育施設等の公共施設統廃合の推進(スポーツ関係)	
事業推進課	教育委員会 生涯学習スポーツ課			
現状及び問題点	公民館、図書館などの社会教育施設、保育所、児童館などの児童福祉施設は類似団体と比較して施設の数が多く、統廃合を推進し公共施設を合理化しなければならない。また、体育施設には、老朽化したものが多く、維持管理コストの増大はもとより、大規模修繕・改築等の必要が懸念される。			
実施内容	類似団体と比較して施設数が多いものについて、また老朽化した体育施設について、市民及び利用者へ理解と協力を得ながら統廃合を推進する。			
実施目標	施設の現況調査実施後、順次統廃合を実施する。			
達成状況	未達成 次期に継続			
取組結果・効果額	老朽化が進んだ春江プール、長畝プールを廃止解体した。しかし老朽化した施設もまだ多く、次期行革期間でも公共施設マネジメント白書を踏まえ取り組む。			▲ 3.6

坂井市行政改革(100の改革)取組実績

番号	15	事業名	I P電話を活用した電話交換業務の見直し	
事業推進課	財務部 監理課			
現状及び問題点	合併に伴いI P電話を導入したが、本庁2名、総合支所3名の電話交換手を設置しており、高価なシステムにおける技術的な有効活用がなされていない。			
実施内容	市民へダイヤルインを浸透させ、段階的に電話交換手を削減する。また、毎月行っているI P電話保守点検業務についても、点検回数を減らし、経費削減に向け契約内容を見直す。			
実施目標	平成20年度に各総合支所の電話交換手をなくし、本庁電話交換手1名とし支所電話交換手を3名削減する。			
達成状況	平成23年度 達成			
取組結果・効果額	本庁の電話交換手を2名から1名とし、各支所3名の電話交換手の配置を取りやめ職員での対応とした。また、保守点検業務についても契約を見直し、経費削減を図った。			▲ 52.9

番号	16	事業名	無料駐車場の運営見直し(有料化)	
事業推進課	財務部 監理課			
現状及び問題点	市内全域において小規模市営無料駐車場が多数存在し、維持管理に係るコスト低減と財源確保のため、地元へ売却、貸与するなどの方策が必要である。また、有料駐車場で有人により管理しているものは、費用対効果を検証しながら、無人化することが必要である。			
実施内容	地元住民の駐車場と化している無料駐車場については、地元への売却、貸与に向け関係自治会長と協議する。その他の無料駐車場については、公平性及び自主財源の確保の観点から有料化へ見直しする。有料駐車場で有人による管理体制を費用対効果を検証しながら無人化する。			
実施目標	平成19年度中に全駐車場についてその方向性を出し、平成20年度より実施する。			
達成状況	未達成 次期に継続			
取組結果・効果額 (上:削減額、 下:増収額)	地元商店街への貸付や、有人駐車場の管理体制の見直し、指定管理者の導入を行った。しかし、市内にはまだ多くの駐車場があり、次期行革期間でも継続して取り組む。			▲ 2.1 0.8

番号	17	事業名	公園の維持管理の見直し(地元自治会等での維持管理を推進)	
事業推進課	建設部 都市計画課			
現状及び問題点	市内全域に小規模公園が多数存在しているが、地域にある小規模公園や地元へ帰属しているような公園は、地域住民が利用するものであり、地元で維持管理してもらうことが望ましい。			
実施内容	小規模公園については、地元自治会で維持管理してもらうよう協力を呼びかける。			
実施目標	平成19年度より3年以内に地元管理へ移行する。(H22:平成23年度まで実施期間延長)			
達成状況	平成23年度 制度定着			
取組結果・効果額	地元との協定締結率は85%となり、大規模公園を除くと地元管理へ締結可能なものについてはできた。今後も市として管理に必要な支援を続けていく。			▲ 23.2

坂井市行政改革(100の改革)取組実績

番号	18	事業名	公共下水道事業の処理ルート見直し	
事業推進課	上下水道部 整備課			
現状及び問題点	公共下水道は国の認可を受け実施する事業で、坂井市誕生に伴う変更認可申請は関係機関との整合を図る必要があることから平成22年度に行う予定である。それまでの間は旧町の区域を各整備区域とし、隣町の地区を通して県の流域下水道マンホール（接続点）等に接続することは原則認められていない。このため新規地区の着手にあたり、現計画のまま実施すれば割高な事業となるケースも考えられる。			
実施内容	新規地区の下水道整備にあたっては、事業認可の内容について精査し、費用対効果等の検討を行い公共事業のコスト縮減に努める。 尚、認可外の事業実施にあたっては県の承認及び関係地区の了解が必要となる。 (工事予定地区：折戸・木部新保地区、田島窪地区、今井地区)			
実施目標	事業認可内容の精査により、建設・維持管理コストの軽減を図る。			
達成状況	平成22年度 制度定着			
取組結果・効果額	合併前に旧町単位で定められていた公共下水道事業の処理ルートを見直ししたことで、工事費及びポンプ等の維持管理費の縮減が図れた。H18～H22年度の期間に工事箇所を変えて実施し対象エリアは完了となった。			▲ 101.3

番号	19	事業名	小中学校の耐震化等の推進 →(変更前：公共施設及び設備の質の平準化 H22変更)	
事業推進課	教育委員会 教育施設整備課			
現状及び問題点	小中学校の施設は、児童・生徒が一日の大半を過ごす場であるとともに、災害発生時には地域住民の避難場所にも指定されていることから、耐震補強、老朽化対策等の安全性の確保は、早急に取り組むべき課題となっている。こうした課題は、多額の財政支出を伴うものであり、中長期的視点に立った年次計画を策定し進めて行く必要がある。 →(変更前：今後10年間に小中学校の耐震化による改築、改修を計画している中で、施設の外観は年々斬新となり、設備も充実するなど、結果として工事請負費が高騰することに繋がっている。これからの小中学校や公共施設の整備にあたっては、外観にとらわれることなく、機能面だけを追求した施設及び設備の整備が必要である。)			
実施内容	耐震診断結果により策定した学校施設整備計画に基づき、平成19年度から財政上有利な合併特例事業債の活用期限である平成27年度の完了を目標に耐震性の低い学校から順次、計画的に耐震補強改修工事を実施する。避難所として使用する屋内運動場を優先して耐震補強工事を行う。 →(変更前：学校などの建設にあたっては、外観にとらわれることなく、機能の充実を重視した経済的で簡素な造りとし、類似施設の統一材料による統一設計を可能な限り導入する。)			
実施目標	整備計画に基づいた耐震補強改修工事の実施により耐震性の確保を図る。 →(変更前：小中学校耐震化等による施設の改築、改修において機能面を重視した内容とする。)			
達成状況	平成21年度 方針転換			
取組結果・効果額	合併時の計画では学校の耐震化・老朽化対策を「改築」することとしていたが、厳しい財政状況の折「耐震補強改修」へと方針転換した。平成27年度までに全ての小中学校について耐震補強改修工事を行う。			-

番号	20	事業名	公共工事における入札の透明性の向上	
事業推進課	財務部 監理課			
現状及び問題点	公共工事の入札及び契約について、透明性の確保とこれを請け負う業者の健全な発達を図らなければならない。			
実施内容	情報の公表、不正行為等に対する措置など、入札制度を明確化させる。また、一般競争入札の金額の見直しや電子入札の導入、事業ごとに参加資格を定めた制限付一般競争入札など、公平で公正な入札の執行と透明性の向上に努める。			
実施目標	平成19年度中に入札制度を見直し公共工事に係る入札の透明性を確保する。			
達成状況	平成20年度 達成			
取組結果・効果額	入札の透明性を図るためH19・20年度に一般競争入札の限度額を減額とした。また、県が開発した電子入札システムを導入し、透明性の向上を図った。			-

坂井市行政改革(100の改革)取組実績

番号	21	事業名	各種届出・申請の電子化の推進	
事業推進課	総務部 企画情報課			
現状及び問題点	合併により行政区域が広域となり、市民の利便性の向上を図るため、インターネットを活用した各種届出・申請の電子化を推進することが必要である。			
実施内容	合併により行政区域が広域となり、市民の利便性の向上を図るため、インターネットを活用した各種届出・申請の電子化を推進することが必要である。			
実施目標	平成19年度より24時間365日申請受付できるサービスを順次提供する。			
達成状況	平成22年度 制度定着			
取組結果・効果額	市民に身近な講座やイベントの申し込み手続き、各種届出書類を中心に電子で申請できるようシステムを構築。市民に密着している手続きは常時受け付け出来るようHPに開設されている。			-

番号	22-1	事業名	公共施設利用手続きの簡素化（公共施設予約システムの導入）	
事業推進課	総務部 企画情報課			
現状及び問題点	公共施設の予約は施設毎に行っており、利用する際の予約や問合せ先が分かりにくい。体育施設の利用にあたっては、月一回の抽選会を経て利用申請書を毎月提出しなければならず手続きが煩雑である。また、施設の空き状況を確認するには電話での問い合わせしかなく、施設情報提供サービスの充実が求められている。			
実施内容	インターネットによる公共施設予約システム（電子申請システムと併用）を平成19年3月に導入し、段階的に利用手続きの簡素化を図る。			
実施目標	平成20年度より予約状況について情報提供し、順次24時間申請受付できるサービスを実施する。			
達成状況	平成23年度 制度構築			
取組結果・効果額	公共施設予約システムが導入され、各施設の空き情報の確認は可能な状況となっている。しかし、予約手続きの見直しなどが課題となりネット予約までは至らなかった。システムとしては導入されているため制度構築としたが、次期行革期間においても各施設担当課と協議し運用を図る。			-

番号	22-2	事業名	公共施設利用手続きの簡素化（公共施設予約システムの導入）	
事業推進課	教育委員会 生涯学習スポーツ課			
現状及び問題点	公共施設の予約は施設毎に行っており、利用する際の予約や問合せ先が分かりにくい。体育施設の利用にあたっては、月一回の抽選会を経て利用申請書を毎月提出しなければならず手続きが煩雑である。また、施設の空き状況を確認するには電話での問い合わせしかなく、施設情報提供サービスの充実が求められている。			
実施内容	インターネットによる公共施設予約システム（電子申請システムと併用）を平成19年3月に導入し、段階的に利用手続きの簡素化を図る。			
実施目標	平成20年度より予約状況について情報提供し、順次24時間申請受付できるサービスを実施する。			
達成状況	未達成 次期に継続			
取組結果・効果額	公共施設予約システムが導入され、各施設の空き情報の確認は可能な状況となっている。しかし、予約手続きの見直しなどが課題となりネット予約までは至らなかった。次期行革期間においても継続して取り組む。			-

坂井市行政改革(100の改革)取組実績

番号	23	事業名	事務事業マニュアルの整備（事務手順書の整備）	
事業推進課	総務部 行政経営課			
現状及び問題点	合併時に調整した本庁と総合支所の事務について、実務と異なるものや指示系統が不十分な部分があり、住民サービスの低下を招かないよう、合併時に作成した事務手順書を再確認し、効率的な事務体制を確立しなければならない。また、担当者不在の場合でも事務手順書を活用し、問い合わせに対応できるよう事務の連携を図る。			
実施内容	事務事業現況調書及び事務手順書を各担当職員が適宜実情に合わせて修正し、住民サービスの充実と職員不在や異動に伴う事務事業マニュアルとして有効活用する。			
実施目標	毎年度、事務事業現況調書及び事務手順書を適宜修正し事務の効率化を図る。			
達成状況	平成21年度 達成			
取組結果・効果額	全ての業務・事業において事務事業評価を導入。業務・事務手順書を定めた項目を設定し事務作業の効率化を図る。毎年度、確認・検証・見直ししていくことで手順の変更に対応している。			-

番号	24	事業名	公の施設の地元移譲（町内公民館・集会施設の地元移譲や委託）	
事業推進課	教育委員会 生涯学習スポーツ課			
現状及び問題点	丸岡地区の新九頭竜町内公民館、北町町内公民館、霞町内公民館、たつみ町内公民館、北部集会所、東部集会所、西瓜屋ふれあい会館、城北地区ふれあい会館、表児の米研修会館（地区集会施設9施設）及び管轄する区域が小規模な公民館について、施設利用者が地元住民に特定されており、地区の集会施設との公平性の観点から、地元は無償譲与していくことが望ましい。			
実施内容	丸岡地区の地区集会施設（9施設）、小規模な公民館については、地元の理解を得ながら、地縁団体の設立を促進し、無償譲与を推進する。			
実施目標	平成19年度より地元説明会を開き、理解を得ながら平成20年度より順次無償譲渡する。			
達成状況	未達成 次期に継続			
取組結果・効果額	平成20年度に北部集会所、城北地区ふれあい会館、平成21年度に西瓜屋ふれあい会館、表児の米研修会館について譲渡を行った。現在協議中であるたつみ町内公民館を含めた残りの5施設については、次期行革期間においても継続して取り組む。			-

番号	25-1	事業名	指定管理者制度の推進	
事業推進課	総務部 行政経営課			
現状及び問題点	地方自治法の改正により、公の施設の管理運営については指定管理者制度が導入され、18年9月現在、25施設で指定管理者が管理運営を行っている。選定にあたっては、合併直後で準備期間が無かったことから、23の施設が公募によらず、直接選定により、市の第三セクターである財団等に指定をしたが、指定期間が20年3月で終了するにあたり、一般公募を前提に導入を図る。また、更新と同時に、新たな施設についても導入を検討する。			
実施内容	施設運営の合理化と効率化を図るため、平成20年4月の更新時には一般公募を原則とした制度導入を図る。また、直営で管理運営している施設においても制度導入を検討する。			
実施目標	指定管理者導入可能な施設についての積極的導入と導入済施設のモニタリングを実施する。			
達成状況	平成22年度 制度構築			
取組結果・効果額	温泉やスポーツ施設など指定管理者導入可能な57施設を指定管理者とした。また、指定管理者モニタリングマニュアルや選定審査マニュアルを策定し、評価選定の制度を構築した。指定管理者更新時に合わせ、学識経験者や市民からなる評価委員会・選定委員会を設置し制度を推進していく。			▲ 245.3

坂井市行政改革(100の改革)取組実績

番号	25-2	事業名	指定管理者制度の推進	
事業推進課	教育委員会 生涯学習スポーツ課			
現状及び問題点	地方自治法の改正により、公の施設の管理運営については指定管理者制度が導入され、18年9月現在、25施設で指定管理者が管理運営を行っている。選定にあたっては、合併直後で準備期間が無かったことから、23の施設が公募によらず、直接選定により、市の第三セクターである財団等に指定をしたが、指定期間が20年3月で終了するにあたり、一般公募を前提に導入を図る。また、更新と同時に、新たな施設についても導入を検討する。			
実施内容	施設運営の合理化と効率化を図るため、平成20年4月の更新時には一般公募を原則とした制度導入を図る。また、直営で管理運営している施設においても制度導入を検討する。			
実施目標	平成21年度より市内の体育施設を直営管理施設から指定管理者へ移行する。			
達成状況	平成20年度 達成			
取組結果・効果額	21年度までに体育施設において民営化可能な施設全てに指定管理者を導入した。利用者の満足度が図れるよう指定管理者をモニタリングしていくとともに、引き続き更新時に同制度を導入していく。			-

番号	26-1	事業名	PFIの導入（民間資金等を活用した公共工事の導入を検討する）	
事業推進課	総務部 企画情報課			
現状及び問題点	老朽化、耐震性のない小中学校においては、今後10年間で改築、改修する予定で、一時的に莫大な整備費が必要となる。また、平成18年に開校の丸岡南中学校や平成19年に開校の春江東小学校・幼稚園と築40年以上経過した学校とでは教育環境に差があるため、一刻も早く同じ教育環境水準とするよう市民から求められている。			
実施内容	小中学校等の改築、耐震工事（耐震補強・大規模改造）などについては、民間資金等を活用するPFI手法を導入しコスト削減による一括整備を行い、早期に教育環境の向上を図る。			
実施目標	今後の学校施設整備においてPFI導入の可能性調査し、財政効果を明確にした上で実施する。			
達成状況	平成20年度 方針転換			
取組結果・効果額	PFI導入に向け、他自治体での基本方針や指針等の資料収集を行い検討した。学校整備をPFIで実施することを目指したが、試算では一定のVFMの効果が得られるものの、一時的に大規模な資金を投入しなければならないことから実現不可能と判断。中期的(H27年度まで)に整備するよう方針転換した。			-

番号	26-2	事業名	PFIの導入（民間資金等を活用した公共工事の導入を検討する）	
事業推進課	教育委員会 教育施設整備課			
現状及び問題点	老朽化、耐震性のない小中学校においては、今後10年間で改築、改修する予定で、一時的に莫大な整備費が必要となる。また、平成18年に開校の丸岡南中学校や平成19年に開校の春江東小学校・幼稚園と築40年以上経過した学校とでは教育環境に差があるため、一刻も早く同じ教育環境水準とするよう市民から求められている。			
実施内容	小中学校等の改築、耐震工事（耐震補強・大規模改造）などについては、民間資金等を活用するPFI手法を導入しコスト削減による一括整備を行い、早期に教育環境の向上を図る。			
実施目標	今後の学校施設整備においてPFI導入の可能性調査し、財政効果を明確にした上で実施する。			
達成状況	平成20年度 方針転換			
取組結果・効果額	導入効果は得られるが長期財政見通しを検証したところ困難と判断。耐震補強、大規模改修を基本に方針転換し、耐震診断結果に基づきH27年度までに順次耐震補強を実施していく。			-

坂井市行政改革(100の改革)取組実績

番号	27	事業名	学校給食の提供方式の合理化	
事業推進課	教育委員会 学校教育課			
現状及び問題点	学校給食供給方式について、平成22年3月議会で「民間委託クックチル方式」への移行が不成立となったため、再度、民間委託クックチル方式・給食センター方式・自校方式について比較協議を重ねた結果、「給食センター方式」に統一することで議会の了承を得た。一方、春江坂井給食センターは築30年が経過しており、老朽化が著しく施設の早急な更新が必要である。 →(変更前:学校給食について、三国、春江、坂井地区は給食センター方式、丸岡地区の小学校は自校方式、中学校は民間委託にて提供しており、提供方法が異なっている。また、春江・坂井給食センターは築30年が経過しており、施設の増改築が必要とされている。そこで、学校給食のあり方全般について、方向性を明らかにし、施設の整備方針を立てることが必要である。)			
実施内容	学校給食供給体制は「給食センター方式」との方針の元、早急な対応が望まれる「春江坂井学校給食センター」の再整備に向けた、用地取得及び施設建設の基本・実施設計を作成する。 →(変更前:学校給食について、給食センター方式、自校方式、委託方式の利点、欠点を精査し、施設の整備方針、民間委託等を含め「学校給食問題検討委員会」で検討し、その結果を踏まえた給食提供とする。)			
実施目標	「給食センター方式」の方針のもと、春江坂井学校給食センターの再整備を進める。 →(変更前:検討委員会より提出された学校給食基本方針に基づき、順次提供する)			
達成状況	平成23年度 方針転換			
取組結果・効果額	全小中学校について、民間委託方式・給食センター方式・自校方式について比較検討を行った結果、「給食センター方式」に統一することとなった。この方針に基づき、春江坂井学校給食センターについて用地取得、設計業者の選定を行った。			-

番号	28	事業名	保育所給食の提供方式の見直し	
事業推進課	福祉保健部 子育て支援課			
現状及び問題点	保育所給食について、丸岡、春江、坂井地区は保育所に調理室を設置し提供しているが、三国地区は三国学校給食センターより外部搬入しており、その提供方法が異なっている。			
実施内容	児童福祉施設最低基準により保育所給食について調理室の設置、調理が義務付けられており、三国学校給食センターからの外部搬入について改善を行う。 また、市内保育所において合理的な給食提供を実施するため、現在の職員による調理から施設調理室を民間に解放した業務委託を検討する。			
実施目標	平成21年度より保育所給食の基本方針に基づいた給食提供を実施する。			
達成状況	平成20年度 達成			
取組結果・効果額	保育所給食は外部搬入が児童福祉法で規制されている中で、三国地区の保育所は三国給食センターで調理されたものを搬入する方が、効率的かつ経費の面でも安価であるため、規制の特例措置である特区を申請。「坂井すこやか給食特区」の認定を受け給食センターで調理されたものが搬入可能となった。			-

番号	29	事業名	保育所の民営化の推進	
事業推進課	福祉保健部 子育て支援課			
現状及び問題点	国の三位一体改革で、平成16年度より公立保育所の運営等に対する国県負担金が普通交付税へ転換となり、近年における国の交付税予算が減少しているなかで、これまで負担金として支援されていた額より少ない。一方、私立保育所については、国県負担金が従来どおり継続して交付されており、公立と私立で国県の支援に差が生じている。歳出では、保育所を運営するにあたり公立、私立をコスト比較すると、人件費や施設の維持管理経費等で差が歴然で、市から私立保育所へ運営補助金を出した方が市の負担が約4割軽減される。また、類似団体と比較して市立保育所の設置数が2倍以上となっており、併せて職員数も突出して多い状況である。			
実施内容	保育所の民営化を積極的に推進するため、検討、協議する検討委員会を設置し、あわせて保護者、市民に理解を求める。			
実施目標	民営化の方針決定後、平成20年度(23年度に変更)より順次民営化に移行する。			
達成状況	未達成 次期に継続			
取組結果・効果額	平成24年4月の三国南保育所と三国中央保育所の統合民営化による三国ひかり保育所開園、平成25年4月のハケ幼稚園の民営化による開園に向け準備を進めた。民営化推進委員会報告、公共施設マネジメント白書を踏まえ、次期行革期間においても継続して取り組む。			-

坂井市行政改革(100の改革)取組実績

番号	30	事業名	園児バス運行の民間委託の推進	
事業推進課	福祉保健部 子育て支援課			
現状及び問題点	保育所園児バスの運転業務について、三国地区は民間委託（車両は市所有）、丸岡、春江、坂井地区は臨時職員で対応しており、その運営方法が異なっている。また、臨時職員の場合、運転手1人が休むと代替補充が困難となっている。			
実施内容	保育所園児バス運転業務を、臨時職員で雇用するより民間委託する方が人件費、維持管理などの面で経費節減となり、全地区統一して民間委託を実施する。			
実施目標	運転業務の統一を図り、平成20年度より民間委託とする。			
達成状況	平成20年度 達成			
取組結果・効果額	平成20年度に三国、春江、坂井地区は民間委託とし、需要の低い丸岡地区は廃止とした。その後、保護者による送迎が増えるなど園児バス利用者の激減により、平成24年度からは長期契約の残る坂井地区以外での園児バスによる送迎を廃止とした。			-

番号	31	事業名	行政チャンネル放送番組制作に市民ボランティアを活用する	
事業推進課	総務部 秘書広報課			
現状及び問題点	行政チャンネル放送番組については、職員が企画、構成、取材、編集、放送依頼まで行っており、撮影や放送に伴う機器等に特殊な技術や知識が必要とされ、放送製作を全面委託する方が効率的である。また、平成23年の地上デジタル放送移行に伴い、ハイビジョン放送の対応が予想されることから機器の更新が必要となり、費用負担が懸念される。			
実施内容	地上デジタル放送移行に伴い、行政チャンネル放送を民間委託を推進し、ハイビジョン放送に切り替えていく。なお、市民共有の財産として市の記録映像は必要となることから、市において必要最小限の機材を更新し記録映像を残していく。			
実施目標	番組制作の部分的作業について、市民ボランティアを募集し、その活用を図る。			
達成状況	平成21年度 方針転換			
取組結果・効果額	行政チャンネルで放映する番組について、映像撮影分野等のボランティアを募集し、各方面に働きかけたが、問い合わせも応募もなかった。職員で効率化を図りながら番組制作にあたることとし、一部民間委託を行った。			-

番号	32	事業名	水道開閉栓業務にかかる民間委託の推進	
事業推進課	上下水道部 総務経理課			
現状及び問題点	開閉栓業務は、三国地区は臨時職員、丸岡地区は民間委託、春江、坂井地区は職員で対応しており、事務の効率の観点から民間委託を図る。			
実施内容	業務の効率化を図るため民間委託へ移行する。			
実施目標	平成19年度より開閉栓業務を全面民間委託する。			
達成状況	平成20年度 達成			
取組結果・効果額	全地区において全面民間委託に変更した。			▲ 57.0

坂井市行政改革(100の改革)取組実績

番号	33	事業名	地域農業再生協議会事務局機能の農業協同組合への移譲 →(変更前: 地域水田農業推進協議会等の一本化及び農業協同組合への事務移譲 H23変更)	
事業推進課	産業経済部 農林水産課			
現状及び問題点	米の需給調整については、坂井市農業再生協議会の事務局を市とJAの合同で農林水産課内に設置し実施している。農業者団体(JA)が主体となった体制構築という国の位置づけにより、協議会についてもJAが中心的な役割を担っていくことが望ましいが、政権交代により農業者団体が需給調整において果たす役割が不透明となっている現在、JAへの事務局移管には継続した協議が必要である。 →(変更前: 毎年度見直しされる経営安定対策、需給調整で、地域水田農業推進協議会や事務連絡会の事務局を市とJAで行っているが、JAに移管した方が効率的運営が可能となる。)			
実施内容	米の生産調整を協議・指導する地域農業再生協議会の事務局機能を、農業協同組合(JA花咲ふくい、JAはるえ)へ移管するため、協議を継続して行う。 →(変更前: 米の生産調整を協議する地域水田農業推進協議会を一本化し、農業協同組合(JA花咲ふくい、JAはるえ)へ事務を移管する。)			
実施目標	農業再生協議会の事務局機能の移管にかかる協議を継続して行う。 →(変更前: 3年間の移行準備期間を経た後、平成22年度よりJAへ移行する。)			
達成状況	平成23年度 方針転換			
取組結果・効果額	農業者団体が果たす役割が不透明である中、事務移譲について協議してきたが、国の方向性が変わってきたため、戸別所得補償の実施や担い手育成、耕作放棄地の再利用に取り組む坂井市農業再生協議会については、市が主体となり実施すべきと方針転換した。			▲ 49.4

番号	34	事業名	財団法人文化振興事業団の合併の推進(出資法人の合併)	
事業推進課	教育委員会 文化課			
現状及び問題点	文化の振興を目的に市が出資している事業団3法人(三国町文化振興事業団、丸岡町文化振興事業団、春江文化振興事業団)は、業務内容が類似しており効率化を図るため合併が必要である。			
実施内容	効率的な運営を図るため「三国町文化振興事業団」、「丸岡町文化振興事業団」、「春江文化振興事業団」の3法人の合併を推進する。			
実施目標	平成20年度に三国、春江が先行合併し、順次丸岡も合併を進める。			
達成状況	平成22年度 方針転換			
取組結果・効果額	類似した事業内容を展開している三国町文化振興事業団、春江文化振興事業団がH21年4月に先行合併し(財)坂井市文化振興事業団となった。その後、丸岡町文化振興事業団の編入について協議を進めてきたが、法人の設立目的や事業内容が大きく異なることから不可能と判断。今後は両事業団のコスト削減、収益向上等の事業内容の精査を図り、事業が継続して実施できるよう支援していく。			-

番号	35	事業名	財団法人農業公社の合併の推進(出資法人の合併)	
事業推進課	産業経済部 農林水産課			
現状及び問題点	公益法人制度改革により平成25年11月までに、次の一つを選択(①解散 ②一般財団法人 ③公益財団法人)しなければならない。また、農業公社のない丸岡町、三国町は総合支所で事務を行っており坂井市としての一本化が必要である。 →(変更前: 農業の振興を目的に市が出資している事業団2法人(春江町農業公社、坂井町農業公社)は、請負業務と斡旋業務において多少の違いがあるものの、担い手に農地を斡施し有効活用する業務は同じであることから効率化を図るため合併が必要である。)			
実施内容	平成25年11月までに体制の一本化を図るために、市・公社・JAと協力し事務分担や調整して農地円滑合理化を推進する。 →(変更前: 坂井市全域を対象とした農用地の利用増進対策するため、「春江町農業公社」、「坂井町農業公社」の2法人の合併を推進する。)			
実施目標	平成22年度に事務の調整をし、平成23年度に方向性を示す。 →(変更前: 平成21年度までに調整し、平成22年度に合併する。)			
達成状況	未達成 次期に継続			
取組結果・効果額	公社理事会において検討・準備を実施し、坂井町農業振興公社を「坂井市農業公社」として公益財団法人に移行し、春江町農業公社は解散し市農業公社に統合することとした。平成25年度の統合再編までの期間について、次期行革期間においても継続して取り組む。			▲ 9.0

坂井市行政改革(100の改革)取組実績

番号	36	事業名	事務事業評価（計画→実施→評価→改善）の導入	
事業推進課	総務部 行政経営課			
現状及び問題点	市民にわかりやすく、効果的・効率的な行政運営を目指すためのシステムとして、「Plan(計画)→Do(実施)→Check(評価)→Action(改善)」といったマネジメントサイクルに基づいた行政評価システムの導入が必要である。			
実施内容	事務事業評価を実施し、内部評価を経たうえで行政改革推進協議会へ諮り、その結果を公表する。事務事業評価から施策評価、政策評価へと定着度や習熟度に併せて段階的にステップアップし行政評価システムを定着させる。			
実施目標	事務事業評価を実施し、市の業務を見直して、その状況を分かりやすく市民に公表する（事務事業評価制度をシステム化させる）			
達成状況	平成20年度 制度構築			
取組結果・効果額	H19年に全ての業務・事業において事務事業評価を導入。さらにH20年度、本庁・支所の事務事業評価を整理し、評価項目を目的体系化し総合計画の基本施策と結びつけた。評価内容の充実を図るため毎年度評価シートを再構築し、評価結果を基にヒアリングを実施、業務改善を促した評価結果はHPで広く市民に公表している。			-

番号	37	事業名	NPO、ボランティア団体等の育成・支援	
事業推進課	総務部 まちづくり推進課(H19企画課)			
現状及び問題点	ボランティア団体やNPO法人などの活動について、一括した登録制度や相互のネットワークが整っていないため、個別的活動となっている。また、市民がボランティア団体やNPO法人などと協力して何かをやりたくても、相談窓口が整備されておらず、どこに依頼すればいいのかわからない。			
実施内容	市民公益活動を実施しているボランティア団体・NPO法人をサポートするため、関係所管・団体間の連絡・調整を行うとともに、市との協働事業を推進する支援制度の導入を検討する。また、毎年、団体の設立・活動状況を調査し、内容・連絡先等の情報を市民に発信することにより市民参加を広げる。			
実施目標	ボランティア・NPO団体等の設立、活動状況等を調査し、市ホームページ等に掲載することにより、市民への情報発信及び活動参加を推進する。			
達成状況	平成23年度 制度構築			
取組結果・効果額	NPO法人設立認証申請に係る意見集約、市民活動団体の実態調査を実施した。また県の所管課である男女参画・県民活動課との連携や平成23年度に福井県がNPO法人などを支援するために設立した「サポネットふくい」との連携体制を整えた。			-

番号	38-1	事業名	観光ボランティア、語り部等の育成	
事業推進課	産業経済部 観光産業課			
現状及び問題点	これからの観光事業は、行政が行う観光宣伝事業と市民観光ボランティアガイドとが協力し、地域の紹介や地域づくりなど、地域の活性化に繋がるような観光事業が必要である。			
実施内容	坂井市の歴史、文化、景観について国内外から訪れる観光客に、坂井市の良さを伝える観光ボランティアや歴史・伝承文化などを語り継ぐ、語り部等を育成支援し、行政と市民が連携して観光事業を展開する。			
実施目標	平成19年度より観光ボランティア・語り部に働きかけながら観光事業を展開する。			
達成状況	平成23年度 達成			
取組結果・効果額	ボランティアガイドきたまえ三国、丸岡ボランティアガイド、市観光連盟と連携し、ガイドの育成や観光案内事業を行った。きたまえ三国については法人格を持つ組織として確立されており、丸岡については「歴史ブーム」により観光客が増加傾向にある中で、丸岡観光協会の協力を得て平成23年に組織化し、機能強化・活動の充実を図った。			-

坂井市行政改革(100の改革)取組実績

番号	38-2	事業名	観光ボランティア、語り部等の育成	
事業推進課	教育委員会 文化課			
現状及び問題点	これからの観光事業は、行政が行う観光宣伝事業と市民観光ボランティアガイドとが協力し、地域の紹介や地域づくりなど、地域の活性化に繋がるような観光事業が必要である。			
実施内容	坂井市の歴史、文化、景観について国内外から訪れる観光客に、坂井市の良さを伝える観光ボランティアや歴史・伝承文化などを語り継ぐ、語り部等を育成支援し、行政と市民が連携して観光事業を展開する。			
実施目標	平成19年度より観光ボランティア・語り部に働きかけながら観光事業を展開する。			
達成状況	平成22年度 制度定着			
取組結果・効果額	指定管理者である「NPO法人きたまえ三国」を支援し、ボランティア・語り部の後継者の育成や観光ガイドの充実を図っている。活動拠点としている湊町屋館、旧岸名家の月例報告や利用者のアンケートについて、モニタリング調査等をしながら指導にあたっている。			-

番号	39	事業名	自主防災組織化の推進および育成・支援	
事業推進課	総務部 安全対策課			
現状及び問題点	近年豪雨などの自然災害に対して、行政のみで市内全域を対応することは困難で、災害発生時の初動対策作業は地域自主防災組織に頼らざるをえない状況であるが、行政と自主防災組織の役割や連携が明確にされていない。			
実施内容	防災計画を策定し行政と自主防災組織の役割や連携を明確化し、防災訓練を実施する。また、自主防災組織を育成支援するため、防災備品の購入などに対して助成制度を設ける。			
実施目標	自主防災の組織化を推進し、平成19年度より防災訓練を実施する。			
達成状況	平成22年度 制度定着			
取組結果・効果額	災害対策基本法及び坂井市地域防災計画に基づき、毎年度防災訓練を各自治区持ち回りで実施。住民主体の訓練となるようグループに分けた訓練体験を実施し、年々内容を充実させている。自主防災組織の組織化を進めた結果平成23年度末で162団体となり、希望地区に対しては消防と連携し防災教室を実施した。			-

番号	40	事業名	自主防犯活動の推進	
事業推進課	総務部 安全対策課			
現状及び問題点	昨今、安全で安心して暮らせる地域社会の実現が強く求められ、行政、警察、地域住民による防犯の輪を広げることが必要とされている。			
実施内容	市民が安全で安心して暮らせるまちづくりに取り組むため防犯灯の設置(補助金)を整備する。また、坂井市安全で安心なまちづくり推進会議による安全安心まちづくりの取組を、関係機関等と連携し、防犯隊を核とした自主防犯活動の充実に努める。			
実施目標	自主防犯の組織化を推進し、防犯隊と協力して防犯活動を実施する。			
達成状況	平成22年度 制度定着			
取組結果・効果額	毎年度定期的に坂井市安全で安心なまちづくり推進会議を開催し各種団体との連携を強化を図った。また、犯罪被害撲滅を目指し、市内の企業に対して従業員教育や各企業の広報へのスローガン掲載を依頼し意識啓発を図っている。			-

坂井市行政改革(100の改革)取組実績

番号	41	事業名	安心安全情報ネットワークシステムの活用（災害や防犯などに関する緊急情報をネット配信する）	
事業推進課	総務部 安全対策課			
現状及び問題点	昨今、安全で安心して暮らせる地域社会の実現が強く求められ、いち早く市民へ災害や防犯などの情報提供する必要がある。			
実施内容	災害や防犯などに関する緊急情報を、携帯電話やパソコンの電子メールで提供するネットワークシステムを整備し併せて活用を促進する。			
実施目標	安心安全情報ネットワークを活用したまちづくりを展開し市民に情報提供する。			
達成状況	平成22年度 制度定着			
取組結果・効果額	不審者情報を始め行方不明者、振込詐欺、熊出没情報などの情報を即時登録されたメールアドレスに提供している。今後も、利用者拡大を図るため各種団体等へ登録を呼びかけるとともに、市民への安全安心情報の迅速な提供に努めていく。			-

番号	42-1	事業名	公民館運営の合理化	
事業推進課	総務部 まちづくり推進課			
現状及び問題点	合併により市の行政区域が拡大したことにより、公民館単位での地域コミュニティはますます重要となってきている。また、類似団体と比較して公民館の設置数が2倍以上となっており、併せて職員数も突出して多くなっている。 これまでの、公民館を社会教育施設の機能だけで捉えるのではなく、地域コミュニティ活動の拠点としても活用し、管理運営も地域に任せることが望ましい。			
実施内容	公民館は地域コミュニティ活動の拠点としての役割も果たすことから、地域の自由な発想により、自主的な管理運営ができるよう公民館運営の合理化を図る。			
実施目標	平成20年度より公民館を地域コミュニティ施設へ順次移行する。			
達成状況	未達成 次期に継続			
取組結果・効果額	公民館をまちづくりの拠点施設としてのコミュニティセンターへ変更し、市内全域において設立した23のまちづくり協議会が管理運営を行っていくこととした。しかし、まちづくり協議会の組織や活動について成熟度に差があるため、当分の間は体制強化・人材育成を図ることとし、次期行革期間においても継続して取り組む。			-

番号	42-2	事業名	公民館運営の合理化	
事業推進課	教育委員会 生涯学習スポーツ課			
現状及び問題点	合併により市の行政区域が拡大したことにより、公民館単位での地域コミュニティはますます重要となってきている。また、類似団体と比較して公民館の設置数が2倍以上となっており、併せて職員数も突出して多くなっている。 これまでの、公民館を社会教育施設の機能だけで捉えるのではなく、地域コミュニティ活動の拠点としても活用し、管理運営も地域に任せることが望ましい。			
実施内容	公民館は地域コミュニティ活動の拠点としての役割も果たすことから、地域の自由な発想により、自主的な管理運営ができるよう公民館運営の合理化を図る。			
実施目標	平成20年度より公民館を地域コミュニティ施設へ順次移行する。			
達成状況	未達成 次期に継続			
取組結果・効果額	地域コミュニティ活動の拠点として、公民館のあり方について方向性を検討した。しかし、管理運営を行っていくまちづくり協議会の組織や活動について成熟度に差があるため、当分の間は体制強化・人材育成を図ることとし、次期行革期間においても継続して取り組む。			-

坂井市行政改革(100の改革)取組実績

番号	43	事業名	公の施設の地元移譲（町内公民館・集会施設の地元移譲や委託する）	
事業推進課	教育委員会 生涯学習スポーツ課			
現状及び問題点	丸岡地区の新九頭竜町内公民館、北町町内公民館、霞町内公民館、たつみ町内公民館、北部集会所、東部集会所、西瓜屋ふれあい会館、城北地区ふれあい会館、表児の米研修会館（地区集会施設9施設）及び管轄する区域が小規模な公民館について、施設利用者が地元住民に特定されており、地区の集会施設との公平性の観点から、地元は無償譲与していくことが望ましい。			
実施内容	丸岡地区の地区集会施設（9施設）、小規模な公民館については、地元の理解を得ながら、地縁団体の設立を促進し、無償譲与を推進する。			
実施目標	平成19年度より地元説明会を開き、理解を得ながら平成20年度より順次無償譲渡する。			
達成状況	未達成 次期に継続			
取組結果・効果額	平成20年度に北部集会所、城北地区ふれあい会館、平成21年度に西瓜屋ふれあい会館、表児の米研修会館について譲渡を行った。現在協議中であるたつみ町内公民館を含めた残りの5施設については、次期行革期間においても継続して取り組む。			-

番号	44	事業名	公園の維持管理の見直し（地元自治会等での維持管理を推進）	
事業推進課	建設部 都市計画課			
現状及び問題点	市内全域に小規模公園が多数存在しているが、地域にある小規模公園や地元へ帰属しているような公園は、地域住民が利用するものであり、地元で維持管理してもらうことが望ましい。			
実施内容	小規模公園については、地元自治会で維持管理してもらうよう協力を呼びかける。			
実施目標	平成21年度までに地元管理へ移行する実施目標を掲げていたが、平成21年度末現在で達成率が80パーセントなので、平成23年度まで実施期間を延長する。			
達成状況	平成23年度 制度定着			
取組結果・効果額	地元との協定締結率は85%となり、大規模公園を除くと地元管理へ締結可能なものについてはできた。今後も市として管理に必要な支援を続けていく。			17で計上

番号	45	事業名	地域協議会との連携強化	
事業推進課	総務部 まちづくり推進課			
現状及び問題点	自主的なまちづくり活動を促進するため、行政と地域協議会との連携体制が必要である。			
実施内容	地域のまちづくりに対する企画・提案や計画の進行管理を行う地域協議会との連携を強化し、住民主体の個性あるまちづくりを推進する。			
実施目標	地域協議会を設置し、平成19年度より本格的に行政と地域協議会とが連携した住民主体のまちづくりを実施する。			
達成状況	平成22年度 制度構築			
取組結果・効果額	第1期及び第2期地域協議会の活動報告及び各種提案を受け、市長と地域協議会委員との意見交換会を開催した。また、第3期の委員を選任し、引き続き行政と地域協議会とが連携した住民主体のまちづくりを実施していく。			-

坂井市行政改革(100の改革)取組実績

番号	46	事業名	まちづくり基本条例の制定促進（まちづくり活動への支援・助成制度の確立）	
事業推進課	総務部 まちづくり推進課			
現状及び問題点	行政と市民が共に考え協力して、協働のまちづくりを進めるための指針が必要である。			
実施内容	協働のまちづくりの指針を示す基本条例を制定し、公民館単位でのコミュニティを強化し、地域課題に対して自己解決型のまちづくりを推進する。			
実施目標	自己解決型のまちづくりを推進するにあたり、その指針となるまちづくり基本条例を平成21年度に制定する。			
達成状況	平成23年度 達成			
取組結果・効果額	まちづくり基本条例を考える市民会議から提案された素案を基に、地域協議会やまちづくり協議会代表、議会の意見を踏まえ条例案を作成した。その後、パブリックコメントを経て、平成23年12月議会において議決され、平成24年4月1日に施行された。			-

番号	47	事業名	まちづくり協議会の設置促進	
事業推進課	総務部 まちづくり推進課			
現状及び問題点	自主的なまちづくり活動を促進するため、公民館単位のコミュニティー組織が必要である。			
実施内容	公民館単位で(仮称)まちづくり協議会を組織し、行政と市民とが役割分担・創意工夫による地域振興事業を推進していく。			
実施目標	平成20年度までに全地区まちづくり協議会を設置し地域振興事業を展開する。			
達成状況	平成20年度 達成			
取組結果・効果額	目標としていた市内23地区すべてにおいてまちづくり協議会が設立された。各まちづくり協議会が行う事業に対し、まちづくり事業交付金の交付や広報・HPを通じての活動情報の発信を行った。今後も、公民館を拠点に地域活動を展開し、行政と市民による協働のまちづくり事業を展開していく。			-

番号	48-1	事業名	職員の地域社会等（市民活動）への積極的な参加	
事業推進課	総務部 職員課			
現状及び問題点	協働のまちづくりを推し進める上で、市民と行政が良好なパートナーシップを構築するためには、市民にその役割を持たせるだけでなく、職員自らがその認識を持ち、能動的に行動し、社会活動に参加していくことが極めて重要である。			
実施内容	全職員が地域社会の一員であることを自覚するとともに、自らも市民活動に積極的に参加し、応分の役割を担うことにより、市民活動の活性化と市民参画の推進へと浸透させる。			
実施目標	平成19年度より積極的に職員が社会活動に参加する。			
達成状況	平成22年度 制度構築			
取組結果・効果額	職員の地域活動への積極的な参加を促すため、①人材育成基本方針に規定②特定事業主行動計画に規定③坂井市研修計画に反映④新人研修を毎年実施⑤自主研究グループによる研究など、方針や計画を策定・周知し参画意識の啓蒙を図った。			-

坂井市行政改革(100の改革)取組実績

番号	48-2	事業名	職員の地域社会等（市民活動）への積極的な参加	
事業推進課	総務部 まちづくり推進課(H19-20職員課)			
現状及び問題点	協働のまちづくりを推し進める上で、市民と行政が良好なパートナーシップを構築するためには、市民にその役割を持たせるだけでなく、職員自らがその認識を持ち、能動的に行動し、社会活動に参加していくことが極めて重要である。			
実施内容	全職員が地域社会の一員であることを自覚するとともに、自らも市民活動に積極的に参加し、応分の役割を担うことにより、市民活動の活性化と市民参画の推進へと浸透させる。			
実施目標	平成19年度より積極的に職員が社会活動に参加する。			
達成状況	平成22年度 制度構築			
取組結果・効果額	まちづくり協議会活動の日程や内容を庁内LANにて周知し積極的な参画を促している。また、活動内容を掲載したまち協InfoをHP、庁内LANで紹介している。			-

番号	49-1	事業名	情報公開の推進	
事業推進課	総務部 総務課			
現状及び問題点	公正で開かれた市政を実現するため、市が保有している情報を開示し、併せて市政への参加促進が必要である。			
実施内容	市民から信頼される透明性の高い市政運営の実現のため、情報公開の推進に努める。			
実施目標	市民から信頼される市政運営するため積極的に情報開示する。			
達成状況	平成23年度 達成			
取組結果・効果額	情報公開制度の適正な運用の元、開示請求に対して公開していく体制づくりを行った。また、行政情報の市民との共有化のため、広報やホームページ、各種計画書などを通じ積極的な情報提供を行った。			-

番号	49-2	事業名	情報公開の推進	
事業推進課	総務部 秘書広報課			
現状及び問題点	公正で開かれた市政を実現するため、市が保有している情報を開示し、併せて市政への参加促進が必要である。			
実施内容	市民から信頼される透明性の高い市政運営の実現のため、情報公開の推進に努める。			
実施目標	市民から信頼される市政運営するため積極的に情報開示する。			
達成状況	平成21年度 制度定着			
取組結果・効果額	市民に向けて行政情報を積極的に広報紙・HPなどで公開し、共有していくという意識が定着。庁内グループウェアにて定期的に広報等への情報掲載を周知し意識の高揚を図った。			-

坂井市行政改革(100の改革)取組実績

番号	50	事業名	市長への手紙の実施 →(変更前: 広報広聴の充実 H21変更)	
事業推進課	総務部 秘書広報課			
現状及び問題点	公正で開かれた市政を実現するため、市政に関する市民の意見や要望などを聴き、市民本位の市政の推進を図らなければならない。			
実施内容	広報紙、ホームページ、CATVなどの媒体を利用して積極的に情報を提供するとともに、「市長への手紙」を実施して広く市民の意見を聴き、施策に反映する。			
実施目標	毎年度市長への手紙を実施し、市民の声を市政に反映させる。			
達成状況	平成21年度 制度構築			
取組結果・効果額	毎年度「市長への手紙」を実施。様々な意見等をいただいている。これらの意見等について、今後の対応を前向きに検討し市民に対して個別に回答している。今後も市民の貴重な意見を伺うため「市長への手紙」を実施していく。			-

番号	51	事業名	インターネット広聴「市民の声(仮称)」	
事業推進課	総務部 秘書広報課			
現状及び問題点	公正で開かれた市政を実現するため、市政に関する市民の意見や要望などを聴き、市民本位の市政の推進を図らなければならない。			
実施内容	市のホームページ上に「市民の声(仮称)」の投稿ページを設け、市政に対する建設的な意見や提案を受ける。寄せられた意見等は、担当部署で内容を検討し、市政運営の参考とする。			
実施目標	平成20年度より、市のホームページ上に「市民の声(仮称)」の投稿ページを設け、市制に対する建設的なご意見やご提案を受け、市制に反映させる。			
達成状況	平成22年度 達成			
取組結果・効果額	HPのリニューアル化にあわせ市民からの意見を受け入れるHP窓口を複数設定。市の方針等についてのパブリックコメント、各種アンケート、行政情報などについて幅広く募集している。これまで出来なかった所管課での直接受信、回答できるよう構築した。①ご意見募集(トップページ)②一般のお問い合わせ(トップページ)③メールフォーム(詳細ページ)④各課問い合わせ(組織ページ)			-

番号	52	事業名	市長と語る会(わがまち懇談会) →(変更前: 「出前講座」(市長と語る会)の実施 H21変更)	
事業推進課	総務部 秘書広報課			
現状及び問題点	公正で開かれた市政を実現するため、現在の市が置かれている状況報告や施策の説明が必要不可欠である。			
実施内容	市の課題や施策などの取り組みについて、市民への説明責任を果たすため、各団体等へ出向いて「出前講座」(市長と語る会)を積極的に実施する。			
実施目標	出前講座(市長と語る会)を実施し、市民への説明責任を確立する。			
達成状況	平成21年度 制度構築			
取組結果・効果額	毎年度「わがまち懇談会」を開催。自治会長や各種団体など対象を変えながら様々なテーマで意見交換している。各種団体などからの要望に応じて市長が出向くという制度が構築された。			-

坂井市行政改革(100の改革)取組実績

番号	53	事業名	パブリックコメント制度の導入（市の考え方に対して市民の意見を募集する）	
事業推進課	総務部 秘書広報課			
現状及び問題点	地方分権が進む中、行政における施策・政策決定の過程において、市民が市政に参画する機会が少なく、市民参画を促す仕組みづくりが必要。			
実施内容	市の基本的な施策・政策等に係る素案の事前公表とその素案にかかる市民の意見を募集するパブリックコメント制度(市の考え方に対して市民の意見を募集)を導入する。			
実施目標	平成20年度よりパブリックコメント制度を確立し、企画立案段階からの市民の声を政策形成に反映させる。			
達成状況	平成20年度 制度構築			
取組結果・効果額	H19年度に「パブリックコメント手続に関する要綱」を整備し制度を確立。適時、施策や計画等の重要案件に関してパブリックコメントを実施している。			-

番号	54-1	事業名	市民満足度調査の実施（市の取り組みに対して、市民の評価や意見等を調査する）	
事業推進課	総務部 秘書広報課			
現状及び問題点	市民ニーズが多様化・高度化する中、現在の市民のニーズがどこにあるのかを的確に見極め、行政サービスを展開しなければならない。			
実施内容	市が行っている様々な取り組みに対して、市民がどのような評価をしているのか、どのような意見等を持っているのかを把握するため、「市民満足度調査」を実施する。			
実施目標	平成20年度より市政運営に対して市民の目から見た満足度調査を実施する。			
達成状況	平成21年度 制度構築			
取組結果・効果額	行政情報の媒体となる「広報紙」「ホームページ」「行政チャンネル」の満足度を調査するためのアンケートを実施し公表した。市民がどのような情報を求めているか把握し行政情報媒体の市民満足度と質の向上を図るため「アンケート調査」を定期的実施していく。			-

番号	54-2	事業名	市民満足度調査の実施（市の取り組みに対して、市民の評価や意見等を調査する）	
事業推進課	総務部 企画情報課			
現状及び問題点	市民ニーズが多様化・高度化する中、現在の市民のニーズがどこにあるのかを的確に見極め、行政サービスを展開しなければなりません。			
実施内容	市が行っている様々な取り組みに対して、市民がどのような評価をしているのか、どのような意見等を持っているのかを把握するため、「市民満足度調査」を実施します。			
実施目標	平成20年度より市政運営に対して市民の目から見た満足度調査を実施する。			
達成状況	平成23年度 達成			
取組結果・効果額	平成23年度に20歳以上の市民2,400人を対象に市民満足度調査を実施した。市総合計画後期基本計画を策定するにあたり、市民評価（満足度）と今後の市民意向（重要度）を把握し、今後の方向性や方策を導き出すための基礎資料として積極的に活用する。			-

坂井市行政改革(100の改革)取組実績

番号	55	事業名	職員提案制度の実施	
事業推進課	総務部 職員課			
現状及び問題点	職員自らが問題意識を持って改善していくことが必要であり、さらに問題点を発掘する能力を高めることが重要である。			
実施内容	直面する行政課題に対する現状と問題点について、全職員を対象に改善策の提案を募る。			
実施目標	恒常的に起こる行政問題に対して、毎年度職員提案を実施し、市民サービスの向上を目指した事務改善を行う。			
達成状況	平成21年度 制度構築			
取組結果・効果額	個人、グループ単位、課単位による「職員提案制度」が構築され、業務の改善等に関する提案がなされている。			-

番号	56	事業名	自主グループによる職員研修の実施(庁内コンペの実施)	
事業推進課	総務部 職員課(H19行政経営課)			
現状及び問題点	地方分権時代を迎え、少子・高齢化社会の進展、住民ニーズの高度化・多様化など、坂井市が置かれている行政課題について解決策等の検討が必要である。			
実施内容	自主的なワーキンググループ制度を創設し、直面する行政課題等を調査研究し、市民のニーズに対応した効率的、効果的業務の改善を図る。			
実施目標	平成19年度より自主的ワーキンググループ「行政効率推進グループ」を設置し業務の改善を図る。			
達成状況	平成21年度 制度構築			
取組結果・効果額	坂井市職員自主研修支援要綱を策定し、公務遂行に必要な知識や技能の習得及び政策形成能力の向上を図るためのグループ研究活動制度を構築。毎年度、複数のグループが研究活動し、市長を始めとする幹部職員に対して研究成果を提言し実現可能なものについて導入を図っている。			-

番号	57-1	事業名	職員の地域社会等(市民活動)への積極的な参加	
事業推進課	総務部 職員課			
現状及び問題点	協働のまちづくりを推し進める上で、市民と行政が良好なパートナーシップを構築するためには、市民にその役割を持たせるだけでなく、職員自らがその認識を持ち、能動的に行動し、社会活動に参加していくことが極めて重要である。			
実施内容	全職員が地域社会の一員であることを自覚するとともに、自らも市民活動に積極的に参加し、応分の役割を担うことにより、市民活動の活性化と市民参画の推進へと浸透させる。			
実施目標	平成19年度より積極的に職員が社会活動に参加する。			
達成状況	平成22年度 制度構築			
取組結果・効果額	職員の地域活動への積極的な参加を促すため、①人材育成基本方針に規定②特定事業主行動計画に規定③坂井市研修計画に反映④新人研修を毎年実施⑤自主研究グループによる研究など、方針や計画を策定・周知し参画意識の啓蒙を図った。			-

坂井市行政改革(100の改革)取組実績

番号	57-2	事業名	職員の地域社会等（市民活動）への積極的な参加	
事業推進課	総務部 まちづくり推進課(H19-20職員課)			
現状及び問題点	協働のまちづくりを推し進める上で、市民と行政が良好なパートナーシップを構築するためには、市民にその役割を持たせるだけでなく、職員自らがその認識を持ち、能動的に行動し、社会活動に参加していくことが極めて重要である。			
実施内容	全職員が地域社会の一員であることを自覚するとともに、自らも市民活動に積極的に参加し、応分の役割を担うことにより、市民活動の活性化と市民参画の推進へと浸透させる。			
実施目標	平成19年度より積極的に職員が社会活動に参加する。			
達成状況	平成22年度 制度構築			
取組結果・効果額	まちづくり協議会活動の日程や内容を庁内LANにて周知し積極的な参画を促している。また、活動内容を掲載したまち協InfoをHP、庁内LANで紹介している。			-

番号	58	事業名	年度目標管理制度の導入（業務目標を設定し、その実績を明確にする）	
事業推進課	総務部 職員課			
現状及び問題点	地方分権が進む中、多様化する市民ニーズの変化などから、独自の政策が望まれるようになっており、これまで以上に主体的かつ自主的な行政運営が必要となっている。			
実施内容	職員自らの業務目標を設定し、その進捗や実行を各人が自ら主体的に管理・評価することで、職員の意欲（やる気）を高揚し、もって業務を効果的かつ効率的に行うことを目指す。			
実施目標	平成20年度より段階的に目標管理制度を導入する。			
達成状況	未達成 次期に継続			
取組結果・効果額	平成21年度より年度当初に所属ごとに年間の事業計画を作成し、目標を定めて実施した。また、人事評価の試行期間として、平成22年度から課長級以上、平成23年度は主任級以上に対象を拡大し、個人ごとの業務目標設定、部長や課長による面談・評価を実施した。主査級以下や保育士への実施について、次期行革期間においても継続して取り組む。			-

番号	59	事業名	勤務評価制度の導入（年功序列型から成果重視型への転換）	
事業推進課	総務部 職員課			
現状及び問題点	これまでの勤務年数に応じた年功序列的な給与体系を改善し、成果重視型の人事管理が必要である。			
実施内容	職務責任、職務能力、業務の目標と成果に基づいた勤務評価制度を導入し、仕事に対する意識改革と職員の資質向上、組織の活性化を図る。			
実施目標	平成19年度より勤務評価制度を導入する。			
達成状況	未達成 次期に継続			
取組結果・効果額	平成21年度までに人事評価制度の構築や評価シートの作成を行い、平成22年度から課長級以上、平成23年度は主任級以上を対象に人事評価の試行期間として実施した。主査級以下や保育士への実施について、次期行革期間においても継続して取り組む。			-

坂井市行政改革(100の改革)取組実績

番号	60	事業名	政策形成能力の開発（地方分権に対応した政策形成能力の開発に取り組む）	
事業推進課	総務部 職員課			
現状及び問題点	限られた人員や財源で質の高いサービスを提供し、市民が納得・満足する行政を実現するため、職員一人ひとりが自覚と責任を持って業務に取り組まなければならない。			
実施内容	既存の枠組みや既成概念にとらわれることなく「自己決定・自己責任」の原則に基づいた職員の政策形成能力の開発に取り組む。			
実施目標	毎年度職員研修計画を策定し、政策形成・政策法務能力の向上のための研修を実施する。			
達成状況	平成21年度 制度構築			
取組結果・効果額	坂井市職員研修計画を策定し、公務遂行に必要な知識や技能の習得及び政策形成能力の向上を図るため、庁内研修及び派遣研修制度を構築し各種研修を実施している。			-

番号	61	事業名	専門職員の養成	
事業推進課	総務部 職員課			
現状及び問題点	これからの行政は、職員に対して一般的な実務遂行能力に加え、高度で多様な専門能力や特定の分野における高度な業務対応能力が求められている。			
実施内容	著しい社会情勢の変化中で、高度・多様化する行政需要に柔軟に対応できる専門職員の養成を図る。			
実施目標	毎年度職員研修計画を策定し、必要な知識、技能等を習得するための研修を実施する。			
達成状況	平成21年度 制度構築			
取組結果・効果額	高度な専門知識及び技能を修得させるため、税務、障害者福祉、監査など定期的に各種専門研修を受講している。また、学芸員、化学、土木等の専門職員の採用も行っている。			-

番号	62	事業名	定員適正化計画の策定	
事業推進課	総務部 職員課			
現状及び問題点	合併にともない職員数を類似団体並みに適正化しなければならない。			
実施内容	定員適正化計画を策定し、職員数の削減と事務事業量に見合う人員配置を行う。			
実施目標	毎年度適正化計画を見直し、平成23年度までに723人、平成27年度までに600人とする。（平成18年度現在827人）			
達成状況	未達成 第2次計画に基づき次期に継続			
取組結果・効果額 （上：削減額、 下：削減人数）	定員適正化計画に基づき、組織見直しや職員の効率的な配置により人員配置の削減を図るとともに、退職補充を抑制することで行政サービスの低下を招かない職員数の削減に取り組んだ。またその成果を踏まえ、平成23年度に適正な職員配置を構築するため第2次定員適正化計画を策定した。平成23年度当初の職員数は731人と、目標値に近い数となったが、次期行革期間においても第2次計画を基に継続して取り組む。			▲ 1,991.0
				▲ 96.0

坂井市行政改革(100の改革)取組実績

番号	63	事業名	保育所・幼稚園職員数の適正化	
事業推進課	福祉保健部 子育て支援課			
現状及び問題点	類似団体と比べて、市立保育所数が多いことから民生部門の職員数が126人も多い状況となっている。			
実施内容	市立保育所の民営化を積極的に推進し、民営化を視野に計画的な採用を行う。また、保育所・幼稚園の園児数にあった適性な配置を行う。			
実施目標	民営化と幼保一元化を視野に毎年度計画的に保育所職員数の適正化と職員配置を行う。			
達成状況	未達成 次期に継続			
取組結果・効果額	「民営化推進委員会」の提言を受け、民営化・統廃合する保育所を選定し、合わせて適正な職員配置について検討を行った。三国南保・三国中央保の統合民営化による三国ひかり保育園開園(H24.4)、ハケ幼保園の民営化(H25.4開園)など今後の民営化及び幼保一元化の実施に併せて職員の適正配置を図る。次期行革期間においても継続して取り組む。			-

番号	64	事業名	臨時職員の見直し	
事業推進課	総務部 職員課			
現状及び問題点	職員数の適正化を図るうえで、臨時職員についても同様に見直しが必要である。			
実施内容	臨時職員の取扱いに関する指針を策定し、年間雇用型から必要な場合のみ対応する短期雇用型に移行する。また、人材派遣会社の活用を図る。			
実施目標	臨時職員取扱い指針を策定し、毎年度臨時職員数を見直す。			
達成状況	平成22年度 制度定着			
取組結果・効果額	臨時職員の雇用形態や必要性、事務手順の効率化など勤務体制・勤務内容の見直しを行い、それに応じた必要最小限の時間雇用を基本に臨時職員の雇用を行った。			▲ 1.3

番号	65	事業名	早期退職制度の充実	
事業推進課	総務部 職員課			
現状及び問題点	定員適正化計画の目標を着実に達成するため、職員の早期退職を促進する。			
実施内容	定員適正化計画による職員削減に基づき、早期退職制度を充実し、かつ新規採用を抑制する。			
実施目標	職員数を平成23年度までに723人、平成27年度までに600人とするため早期退職制度を創設する。			
達成状況	平成22年度 制度定着			
取組結果・効果額	早期退職制度を周知し職員の自発的な退職を促進してきた結果、一定規模の早期退職が図れた。			-

坂井市行政改革(100の改革)取組実績

番号	66	事業名	弾力的な人事配置	
事業推進課	総務部 職員課			
現状及び問題点	定員適正化計画を推し進める上で、限られた人員で効率よく業務を遂行するため、柔軟な職員配置が必要である。			
実施内容	専門職という固定概念にとらわれず一般職への転換や繁忙時に応援体制をとるような人事配置を図る。			
実施目標	弾力的な人事配置について検討し、平成20年度より柔軟な組織体制で業務に取り組む。			
達成状況	平成21年度 制度構築			
取組結果・効果額	業務量が一時的に増大したり、出産や病気等の休暇者が生じた場合、部局内で柔軟に対応出来る「職員配置制度」を構築。部局内職員の暫定配置を行い、弾力的な人員配置を実施している。			-

番号	67-1	事業名	本庁と総合支所の事務分担の適正化	
事業推進課	総務部 総務課			
現状及び問題点	本庁と総合支所で業務が分断化され、合併時に調整した事務量と現在配置されている職員において不均衡が生じている部署がある。			
実施内容	事務事業評価を通して、本庁・総合支所の各課業務内容と職員配分を精査し、適正な人事配置を行う。			
実施目標	毎年度組織を見直し、本庁と総合支所との適正な事務分担と職員配置を行う。			
達成状況	平成22年度 制度構築			
取組結果・効果額	職員削減計画、事務分担の見直しに合わせ、本庁・支所の組織見直しを図ってきた。今後も事務事業評価を検証しながら、業務及び事務分担の適正化、本庁・支所の課の統合を図っていく。			-

番号	67-2	事業名	本庁と総合支所の事務分担の適正化	
事業推進課	総務部 職員課			
現状及び問題点	本庁と総合支所で業務が分断化され、合併時に調整した事務量と現在配置されている職員において不均衡が生じている部署がある。			
実施内容	事務事業評価を通して、本庁・総合支所の各課業務内容と職員配分を精査し、適正な人事配置を行う。			
実施目標	毎年度組織を見直し、本庁と総合支所との適正な職員配置を行う。			
達成状況	平成22年度 制度構築			
取組結果・効果額	人員配置の適正化を図るため毎年度部長ヒアリングを実施。結果を踏まえ、各課の業務内容及び職員配置について精査し異動を実施している。今後もヒアリングを通じて効率的な人員配置を図っていく。			-

坂井市行政改革(100の改革)取組実績

番号	67-3	事業名	本庁と総合支所の事務分担の適正化	
事業推進課	総務部 行政経営課			
現状及び問題点	本庁と総合支所で業務が分断化され、合併時に調整した事務量と現在配置されている職員において不均衡が生じている部署がある。			
実施内容	事務事業評価を通して、本庁・総合支所の各課業務内容と職員配分を精査し、適正な人事配置を行う。			
実施目標	毎年度組織を見直し、本庁と総合支所との適正な事務分担と職員配置を行う。			
達成状況	平成21年度 制度構築			
取組結果・効果額	全ての業務・事業において事務事業評価を導入。職員が業務する人的量を正確に把握するための業務量算定項目を設定し、組織の見直しや適正な人員配置、事務分担を考える上での基礎資料として共有化を図っている。			-

番号	68-1	事業名	納税課と公共料金取扱い課との連携	
事業推進課	総務部 職員課			
現状及び問題点	受益者負担金や下水道使用料などの公共料金については、法令に基づき滞納処分ができることとされている（自力執行権が与えられている）が、納税課職員のような滞納処分に対する専門的知識を有する職員がいない。			
実施内容	納税課と公共料金取扱い課で人事交流を行い、積極的に滞納処分を行い自主財源の確保に努める。			
実施目標	滞納処分が効率的に行えるような人事配置を実施する。			
達成状況	平成21年度 方針転換			
取組結果・効果額	H20～H21の期間、納税課内に収納支援室を設け、人事交流を通じて知識の習得、情報の共有化を図った。一定の成果が得られたことから、今後は専門研修を通じて滞納処分等に対する知識・技能の修得に方針転換する。			-

番号	68-2	事業名	納税課と公金等取扱い課との連携	
事業推進課	財務部 納税課			
現状及び問題点	税以外の公金等を所管する担当課においては、納税課職員のように債権管理や滞納処分について専門的知識を有する職員がいない。			
実施内容	収納支援室の設置により、それぞれの所管課による税以外の公金等の債権管理を明確にし、徴収に関する知識・情報を共有化しながら、滞納処分を含めた徴収の支援を行う。			
実施目標	税以外の金銭債権について所管課に対し債権の管理や徴収について助言を行い、自主財源の確保に努める。			
達成状況	平成21年度 方針転換			
取組結果・効果額	徴収率向上、時効の中断、不納欠損など、債権管理を推進するための知識の習得、情報の共有化を図ってきた。一定の成果が得られたことから、今後は専門研修を通じて滞納処分等に対する知識・技能の修得に方針転換する。			-

坂井市行政改革(100の改革)取組実績

番号	69	事業名	各種手当等の見直し（特殊勤務手当、管理職手当等）	
事業推進課	総務部 職員課			
現状及び問題点	市が独自で支給している下水道、保育園に係る特殊勤務手当及び管理職手当について見直しが必要である。			
実施内容	国の動向を踏まえ、制度の趣旨と照らし合わせて、特殊勤務手当、管理職手当等について見直しする。			
実施目標	平成19年度中に市単独の特殊勤務手当等について見直しする。			
達成状況	平成21年度 達成			
取組結果・効果額	全ての特殊勤務手当について見直しし、各手当について廃止・定額化した。 廃止：細菌検査作業従事手当、マンホール作業手当 定率から定額へ変更：管理職手当 月額から日額へ変更：放射線取扱作業手当			▲ 12.5

番号	70-1	事業名	事務内容の再検討と適正な人員配置	
事業推進課	総務部 職員課			
現状及び問題点	合併時に調整した業務内容とそれに係る事務手順が一部実態とは異なるものがある。			
実施内容	合併後の調整方針を調査し、事務事業現況調書及び事務手順書の改定作業を行い、さらに事務事業評価を通して所管課の業務を明確化し適正な人事配置を行う。			
実施目標	毎年度実施される事務事業評価の業務量算定表を分析し、効率的な人事配置を行う。			
達成状況	平成22年度 制度構築			
取組結果・効果額	全ての業務・事業において事務事業評価を導入したことに伴い、業務量算定表に基づく業務分担を分析し人事配置を実施。今後も、事務事業評価を通じて効率的な人事配置に反映していく。			-

番号	70-2	事業名	事務内容の再検討と適正な人員配置	
事業推進課	総務部 行政経営課			
現状及び問題点	合併時に調整した業務内容とそれに係る事務手順が一部実態とは異なるものがある。			
実施内容	合併後の調整方針を調査し、事務事業現況調書及び事務手順書の改定作業を行い、さらに事務事業評価を通して所管課の業務を明確化し適正な人事配置を行う。			
実施目標	毎年度実施される事務事業評価の業務量算定表を分析し、効率的な人事配置を行う。			
達成状況	平成21年度 制度構築			
取組結果・効果額	事務事業評価における業務量算定のデータを関係所管課と共有化。組織の見直し、適正な人員配置や事務分担に活用されている。			-

坂井市行政改革(100の改革)取組実績

番号	71	事業名	総合支所（学校・公民館等）空きスペース活用	
事業推進課	財務部 監理課			
現状及び問題点	合併により三国・丸岡・春江総合支所において空室等のスペースが生じており、その有効活用が必要となっている。			
実施内容	各総合支所の空きスペースの活用方法を検討する検討委員会を立ち上げ、児童クラブや子育て支援センター、あるいは民間企業への貸与など可能な限り有効活用を図る。			
実施目標	平成19年度中に空きスペースの活用方法について方向性を決め、平成20年度より有効利用する。			
達成状況	未達成 次期に継続			
取組結果・効果額	三国庁舎は2階を保健センターとして、丸岡庁舎は高棟公民館として、春江庁舎は県後期高齢者医療広域連合と嶺北消防本部が使用しており、空きスペースは三国庁舎の3、4階のみとなった。今後、嶺北消防春江消防署の春江庁舎への移転が予定されており、空きスペースの活用について、次期行革期間においても継続して取り組む。			23.9

番号	72-1	事業名	災害時の危機管理体制の確立	
事業推進課	総務部 安全対策課			
現状及び問題点	合併後、災害時における指示・命令系統、連絡体制、役割分担が確立されたものの職員の危機管理意識が希薄である。			
実施内容	本庁・総合支所における災害時の指示・命令系統、連絡体制、職員配置体制を確立し、防災訓練を計画的に実施していく。			
実施目標	平成19年度より職員防災訓練を実施し、災害時の職員体制を確立し、危機管理意識の高揚を図る。			
達成状況	平成22年度 制度定着			
取組結果・効果額	災害対策基本法及び坂井市地域防災計画に基づき毎年度防災訓練を各自治区持ち回りで実施。総合防災訓練で職員招集訓練を行い、主会場では災害対策本部訓練、4支所会場では被害状況調査訓練をそれぞれ実施している。毎年度継続していく。			-

番号	72-2	事業名	災害時の危機管理体制の確立	
事業推進課	建設部 建設課			
現状及び問題点	合併後、災害時における指示・命令系統、連絡体制、役割分担が確立されたものの職員の危機管理意識が希薄である。			
実施内容	本庁・総合支所における災害時の指示・命令系統、連絡体制、職員配置体制を確立し、防災訓練を計画的に実施していく。			
実施目標	平成19年度より職員防災訓練を実施し、災害時の職員体制を確立し、危機管理意識の高揚を図る。			
達成状況	平成21年度 制度定着			
取組結果・効果額	職員初動マニュアル建設部編を作成し、各支所毎に迅速に参集・対応できるよう体制を確立。総合防災訓練時に相互連絡体制と役割分担の確認を実施した。防災訓練(主に水防訓練)を実施してきたことで職員初動体制、市民参画という危機管理体制が確立できた。災害時等の緊急時における迅速な対応を再確認した。			-

坂井市行政改革(100の改革)取組実績

番号	73	事業名	部局横断的な組織の連携（所属部局の枠を超えた組織の連携を図る）	
事業推進課	総務部 行政経営課			
現状及び問題点	幼保一元化や企業誘致、公共交通、地域コミュニティなど複数の部署にまたがる行政課題に対しての解決策が必要である。			
実施内容	これまでの縦割り組織の意識を改革し、関係課が連携し解決に向けた行政運営を実施する。			
実施目標	関係各課が連携した業務体制を整備し業務の改善を図る。			
達成状況	平成21年度 制度構築			
取組結果・効果額	全庁的に取り組むべき政策課題について部長会、次長会を通じて問題解決に向けた連携強化を図った。また様々な行政課題に対し、複数部署が情報を共有し、住民サービスの向上につながる解決策を検討するための組織設置の仕組みが確立された。			-

番号	74-1	事業名	本庁・総合支所の段階的な組織の見直し	
事業推進課	総務部 総務課			
現状及び問題点	本庁・総合支所方式の欠点となっている迅速性、効率性の改善が必要となっている。また、定員の適正化を図っていく上でも、本庁・総合支所方式の維持が困難である。			
実施内容	総合支所窓口機能(窓口・相談等のサービス)を確保した上で、市民の利便性を配慮しながら本庁機能の充実を図る。			
実施目標	平成19年度から段階的に本庁へ機能を集約する。			
達成状況	平成22年度 達成			
取組結果・効果額	合併後毎年、定員の適正化と合わせ総合支所の見直しを実施。住民サービスに不可欠な窓口や相談機能を確保しつつ本庁へ組織の集約化を図ってきた。三国・丸岡・春江支所は3課体制、坂井支所は1課体制とした。			-

番号	74-2	事業名	本庁・総合支所の段階的な組織の見直し	
事業推進課	総務部 行政経営課			
現状及び問題点	本庁・総合支所方式の欠点となっている迅速性、効率性の改善が必要となっている。また、定員の適正化を図っていく上でも、本庁・総合支所方式の維持が困難である。			
実施内容	総合支所窓口機能(窓口・相談等のサービス)を確保した上で、市民の利便性を配慮しながら本庁機能の充実を図る。			
実施目標	平成19年度から段階的に本庁へ機能を集約する。			
達成状況	平成21年度 達成			
取組結果・効果額	毎年度、行政改革の視点(効率性、有効性の面)で本庁と総合支所の機能について検討。関係各課と協議しながら、組織、事務分掌、職員配置に反映している。			-

坂井市行政改革(100の改革)取組実績

番号	75	事業名	市民ニーズに的確に対応した柔軟な組織体制の確立	
事業推進課	総務部 行政経営課			
現状及び問題点	合併の効果を最大限に活かすため、行政のスリム化、効率化を徹底し、併せて民営化などを積極的に推進する。			
実施内容	高度・多様化する市民ニーズに対して、迅速かつ即応性の高い柔軟な組織を確立するため、「小さくて効率的な市役所」を目指す。			
実施目標	平成19年度から段階的に組織のスリム化・効率化を図り、柔軟な組織体制を確立する。			
達成状況	平成23年度 達成			
取組結果・効果額	事務事業評価により民間委託可能な業務の洗い出し、本庁と総合支所の役割分担や連携機能の見直しなど、住民サービスの低下を招かないよう適正な人員を確保しつつ効率的な組織体制へ見直しを行った。			-

番号	76	事業名	苦情・相談窓口の充実	
事業推進課	総務部 総務課			
現状及び問題点	市民からの重要で緊急性の高い意見や苦情を迅速に受け取るための体制を構築することが必要である。			
実施内容	市と市民との双方向のコミュニケーションを展開するため、市民からの意見や苦情・相談に対応した窓口業務の充実を図る。			
実施目標	平成19年度より各課相談窓口を充実する。			
達成状況	平成22年度 制度構築			
取組結果・効果額	各課、各施設における相談窓口、本庁入口に総合案内窓口を設置し窓口の充実を図った。また、来庁者に対し親切丁寧に対応するため、全職員を対象とした接遇研修を実施した。今後も各種研修を定期的実施し窓口の充実を図っていく。			-

番号	77	事業名	窓口サービスの手続きを集約したワンストップサービスの充実	
事業推進課	生活環境部 市民生活課			
現状及び問題点	複数の窓口で行われている、出生・転入などの申請・届出手続きについて、市民より負担軽減が求められている。			
実施内容	質の高い行政サービスを実現するため、各種の行政窓口サービスについて一か所で複数手続きを可能とするワンストップサービスを実現する。			
実施目標	総合窓口の設置について検討し、平成21年度にワンストップサービスを実施する。			
達成状況	平成23年度 達成			
取組結果・効果額	申請手続きの洗い出し等によりワンストップサービスに向けた検討を行い、組織の見直しに合わせて本庁1階に市民窓口機能を集約し、現状におけるワンストップ化の実現を図った。			-

坂井市行政改革(100の改革)取組実績

番号	78	事業名	地域包括支援センターの一元化	
事業推進課	福祉保健部 健康長寿課			
現状及び問題点	市内2箇所ある地域包括支援センターでは、3職種(保健師、社会福祉士、ケアマネージャー)の人員がそれぞれ配置されているが、同じ業務を地域(「三国・坂井地区」「丸岡・春江地区」)で分けて行っているため効率が悪い。			
実施内容	三国・丸岡地区の地域包括支援センターを一ヶ所に集約し効率化を図る。			
実施目標	地域包括支援センターのあり方について検討し、平成20年度より一ヶ所で業務を行う。			
達成状況	平成21年度 方針転換			
取組結果・効果額	問題解決を図るため地域包括支援センターの一元化に取り組んできたが、高齢者に関する相談内容の多様化や事例の増加等によりセンターの重要度が高まったため、100の改革の期間中については現状維持とすることに方針転換とした。			-

番号	79	事業名	横断的プロジェクトチームによる行政課題の調査研究(所属部局の枠を超えたプロジェクトチーム)	
事業推進課	総務部 行政経営課			
現状及び問題点	複数の部署にまたがる業務上の問題点について、関係課が連携し組織的な解決策の検討が必要である。			
実施内容	総合的に取り組むべき行政課題に対して所属部・課の枠を超えた横断的プロジェクトチームを創設し調査研究する。			
実施目標	平成19年度より横断的プロジェクトチームを設置し業務の改善を図る。			
達成状況	平成21年度 制度構築			
取組結果・効果額	様々な行政課題に対し、所属部局を超えたワーキンググループ、プロジェクトチームを設置し問題解決に向け連携を図ってきた。解決策を検討するための組織が設置される仕組みを確立した。			-

番号	80	事業名	枠配分予算編成の導入(政策的経費を除く経常経費を一定額で配分し、予算編成を効率化する)	
事業推進課	財務部 財政課			
現状及び問題点	合併により組織が肥大化したことに加えて、1本庁4総合支所で事務事業を行っていることから、事業数も約1500事業にのぼり、予算要求段階での経常的経費の削減が必要とされる。			
実施内容	財政計画に基づき各年度において確保できる一般財源を見通した上で、経常経費について一定の額を各課に配分し、その範囲内で予算を編成する。			
実施目標	枠配分予算編成の導入について研究検討し、平成20年度予算編成から実施する。			
達成状況	平成20年度 達成			
取組結果・効果額	H20年度の当初予算要求において枠配分予算編成制度を導入。各部局に経常的経費を枠配分し一定の成果が得られた。部長を中心としたメリハリのついた予算編成となるなど効果が見られた。			-

坂井市行政改革(100の改革)取組実績

番号	81	事業名	経常収支比率の改善	
事業推進課	財務部 財政課			
現状及び問題点	厳しい財政状況の中、扶助費や公債費等の義務的経費が増加し、平成17年度決算では経常収支比率が90.9%、平成18年度決算では92.9%、平成19年度決算では95.3%となり、となり、財政の硬直化が進行している。			
実施内容	徹底的な自主財源の確保と経常経費削減に取り組み、財政構造の硬直化が進まないよう経常収支比率を改善する。			
実施目標	平成23年度末での経常収支比率を85%~90%とする。			
達成状況	平成23年度 達成			
取組結果・効果額	課税客体の適正な把握や徴収強化、未利用資産の売却や人件費削減などの取り組みのほか、事業の選択と集中により経常経費の抑制に努めた。その結果経常収支比率は改善し、平成22年度で86.4%、平成23年度で88.8%となった。			-

番号	82-1	事業名	起債借入れの見直し	
事業推進課	財務部 財政課			
現状及び問題点	平成17年度一般会計決算で1割を占める公債費(起債残高295億円)に対して、借金をこれ以上増やさないう、市債借入れの見直しが必要である。			
実施内容	小中学校の耐震化や下水道整備など選択と集中により投資的事業を展開し、起債残高の目標を現状維持の295億円以下とする。また、借り入れの際の据え置き期間の短縮や借り入れ時期を考慮し利息の削減を図る。			
実施目標	平成23年度末での起債残高を合併時の295億円以下とする。			
達成状況	未達成 内容変更し次期に継続			
取組結果・効果額	償還元金以上の発行をしないことや、平成19年度~平成21年度において繰上償還を実施したことにより一時減少傾向となっていたが、交付税の代替財源である臨時財政対策債の発行や小中学校の耐震補強改修工事の実施などにより、目標を達成することは困難となった。23年度末起債残高319億円。次期行革期間においても継続して取り組む。			▲ 34.4

番号	82-2	事業名	起債借入れの見直し	
事業推進課	三国病院事務局			
現状及び問題点	借金をこれ以上増やさないう、起債借入れの見直しが必要である。			
実施内容	借り入れの際の据え置き期間の短縮や借り入れ時期を考慮し利息の削減を図る。			
実施目標	起債償還計画を策定し、償還元金以上の起債の発行は行わない。			
達成状況	平成22年度 制度定着			
取組結果・効果額	病院建設事業に伴う企業債は借り入れが終了しており、今後は公立病院改革プランを基に、必要とされる医療器械等について原則償還元金以内での更新を行っていくこととした。			-

坂井市行政改革(100の改革)取組実績

番号	82-3	事業名	起債借入れの見直し	
事業推進課	上下水道部 総務経理課			
現状及び問題点	借金をこれ以上増やさないよう、起債借入れの見直しが必要である。			
実施内容	借り入れの際の据え置き期間の短縮や借り入れ時期を考慮し利息の削減を図る。			
実施目標	起債償還計画を策定し、償還元金以上の起債の発行は行わない。			
達成状況	平成23年度 制度定着			
取組結果・効果額	公営企業経営健全化計画を策定し平成19年～平成21年に、さらに計画を延長し平成23年にも繰上償還を実施した。また、整備課現有の整備計画に基づき、償還額以上に借入をしないように整備方針を調整しつつ、施設整備を行なった。			▲ 795.7

番号	83	事業名	財政健全化計画の策定	
事業推進課	財務部 財政課			
現状及び問題点	厳しい財政状況の中、小中学校の耐震化、福祉施策の充実、地域の活性化など、取り組まなければならない事業が山積しており、今後の財政運営の健全化を図るための財政見通しを立てなければならない。			
実施内容	将来にわたって持続可能な財政基盤を確立するため、中長期的に目指すべき財政指標値を設定し、その達成に向けた財政健全化計画を策定する。			
実施目標	平成19年度中に財政健全化計画を策定し、中長期的な財政見通しを明確にする。			
達成状況	平成20年度 達成			
取組結果・効果額	H19年度に中期的な財政健全化計画(H19～H23)を策定。計画に基づき財政の健全化を図っていく。社会情勢の変化や毎年度の決算状況に応じて財政健全化計画のフォローアップを実施した。			-

番号	84	事業名	新地方公会計制度の導入(バランスシートや行政コスト計算書などを策定し、企業会計方式の導入を検討する)	
事業推進課	財務部 財政課			
現状及び問題点	現在の一般会計は単式簿記で現金主義を基本としているため、行政サービスに要した真のコストが分かりづらく、行政経営の面から不十分となっている。			
実施内容	バランスシート、連結バランスシート及び行政コスト計算書を作成し、費用対効果を検証すると同時に、公営企業会計方式の経理の導入を検討する。			
実施目標	平成19年度中に各種計算書を作成し、平成20年度より段階的に公会計の導入を図る。			
達成状況	平成21年度 達成			
取組結果・効果額	普通会計、特別会計、企業会計及び一部事務組合を含めた連結決算(財務4表)を作成。議会やHP、広報で公表した。今後も毎年度公表していく。			-

坂井市行政改革(100の改革)取組実績

番号	85	事業名	市の媒体（広報、ホームページ、CATVなど）への企業広告掲載	
事業推進課	総務部 秘書広報課			
現状及び問題点	厳しい財政状況の中、自主財源を確保するための方策が必要である。			
実施内容	広報紙、HP、封筒（納税通知書、上下水道料金等の公共料金通知書を含む）、公用車など市の媒体等に企業広告を掲載し、自主財源の確保と地元企業の振興を図る。			
実施目標	平成19年度より有料広告の募集を実施する。			
達成状況	平成20年度 達成			
取組結果・効果額	平成19年度に基準となる要綱を整備し、広報、HPにおいて企業広告の募集・掲載を行った。また、野球場外野フェンス、封筒、水道メータ検針のお知らせ、ゴミ袋などで運用している。今後も、内容の充実を図りながら広告募集・掲載を行っていく。			8.6

番号	86	事業名	受益者負担の適正化	
事業推進課	総務部 行政経営課 (H20財政課) (H19行政経営課)			
現状及び問題点	行政サービスに対する受益者負担について、負担基準が受益に見合うものかどうか検討し、また減免とされている基準(根拠)についても明確化する必要がある。			
実施内容	(仮称) 受益者負担等適正化委員会等を設置し、負担公平の観点から基準を明確にし、特定の事業や公共サービスにより利益を受ける受益者に対して相応の負担を求める。			
実施目標	受益者負担のあり方について検討し、平成23年度より公共料金等の見直しを実施する。			
達成状況	未達成 次期に継続			
取組結果・効果額	「受益者負担金の適正化に関する基本方針(案)」を作成し、トータルコストによる受益者負担金の試算を行った。行政改革推進本部においての修正等を調整する必要があり、期間中の実施は困難となった。次期行革期間においても継続して取り組む。			-

番号	87-1	事業名	企業誘致による税収の確保	
事業推進課	総務部 企画情報課			
現状及び問題点	税収や雇用の確保の観点から、積極的に優良企業の誘致を推進する。			
実施内容	テクノポート福井、商工業団地などの未分譲地、未操業地に対して企業誘致促進を図るため助成金制度を整備する。また、企業立地を誘導、促進すべき土地を、総合計画や都市マスタープランなどの土地利用計画の中で明確に位置付ける。			
実施目標	助成金制度を充実し、平成19年度より積極的な誘致活動を実施する。			
達成状況	平成20年度 達成			
取組結果・効果額	テクノポート福井への企業立地促進に向け県・福井市等に働きかけた。また、企業立地促進に重要な鍵となる福井港の機能充実および重要港湾格上げについて関係国会議員、省庁に対し要望を行った。			-

坂井市行政改革(100の改革)取組実績

番号	87-2	事業名	企業誘致による税収の確保	
事業推進課	産業経済部 観光産業課			
現状及び問題点	税収や雇用の確保の観点から、積極的に優良企業の誘致を推進する。			
実施内容	テクノポート福井、商工業団地などの未分譲地、未操業企業に対して企業誘致促進を図るため助成金制度を整備する。また、企業立地を誘導、促進すべき土地を、総合計画や都市マスタープランなどの土地利用計画の中で明確に位置付ける。			
実施目標	助成金制度を充実し、平成19年度より積極的な誘致活動を実施する。			
達成状況	平成21年度 制度構築			
取組結果・効果額	税収確保、雇用環境の整備・実現のため、新たに進出する企業、または市内で事業施設の増設を行う企業に対して助成金を支援する制度を構築。H21年度には助成金の要件を緩和する制度改正を行い、企業が進出しやすい環境整備を行った。今後も企業を訪問し企業立地における優遇制度を売り込み、企業進出を促進させていく。			1,408.3

番号	88	事業名	地籍調査事業の実施による固定資産税の公平課税と増収	
事業推進課	産業経済部 農村整備課地籍調査室			
現状及び問題点	積極的に地籍調査事業を実施し固定資産税の公平課税と自主財源の確保に努める。			
実施内容	土地に関する実態を明確化することで、開発、保全、利用などを管理し、併せて正確な地積測定により、課税客体の把握と公平な課税を行う。			
実施目標	地籍調査事業の体制を強化し、平成19年度より積極的に地籍調査事業を展開する。			
達成状況	平成21年度 制度定着			
取組結果・効果額	H18年度に地籍調査室を設置し、地籍調査事業について地元から要望がなされている場所より広域的に進めてきた。これにより一層の固定資産税の公平課税・増収が見込めることになった。			5.3

番号	89-1	事業名	市税、公共料金等の収納強化	
事業推進課	財務部 納税課			
現状及び問題点	累積する市税、公共料金の滞納額の解消と市民間の公平性確保が必要である。			
実施内容	税収、公共料金等の確保及び公平性の観点から、関係課による情報提供と滞納処分のノウハウを共有し収納率向上を図る。また、滞納者に対しての行政サービスの制限を具体的に検討し、あわせて滞納処分の強化に努める。			
実施目標	平成23年度末までに、市税現年徴収率を99.0%以上とする。 (平成18年度末98.42%) 平成23年度末までに、国保税現年徴収率を95.0%以上とする。 (平成18年度末95.03%)			
達成状況	未達成 次期に継続			
取組結果・効果額	コンビニ収納の実施や毎週金曜日の夜間窓口の実施など納付環境の改善を図るとともに、インターネット公売の実施や国税徴収員OBを招いた整理困難事例の研修などを実施した。しかし、長引く景気の低迷など厳しい社会情勢の中で徴収率の向上には至らなかった。国保税については目標に達しているが、次期行革期間においても継続して取り組む。			216.9

坂井市行政改革(100の改革)取組実績

番号	89-2	事業名	市税、公共料金等の収納強化	
事業推進課	建設部 都市計画課			
現状及び問題点	累積する市税、公共料金の滞納額の解消と市民間の公平性確保が必要である。			
実施内容	税収、公共料金等の確保及び公平性の観点から、関係課による情報提供と滞納処分のノウハウを共有し収納率向上を図る。また、滞納者に対しての行政サービスの制限を具体的に検討し、あわせて滞納処分の強化に努める。			
実施目標	平成23年度末までに、住宅使用料徴収率を95.0%以上とする (平成18年度末94.79%)			
達成状況	平成22年度 制度定着			
取組結果・効果額	滞納整理要綱を策定し滞納者に対する処分の強化を図った。納付指導にもかかわらず、納付の確約が得られない悪質滞納者に対して、保証人から納付履行の協力を要請している。			1.9

番号	89-3	事業名	市税、公共料金等の収納強化	
事業推進課	上下水道部 総務経理課			
現状及び問題点	累積する市税、公共料金の滞納額の解消と市民間の公平性確保が必要である。			
実施内容	税収、公共料金等の確保及び公平性の観点から、関係課による情報提供と滞納処分のノウハウを共有し収納率向上を図る。また、滞納者に対しての行政サービスの制限を具体的に検討し、あわせて滞納処分の強化に努める。			
実施目標	上水、下水、農業集落排水使用料金の収納率を向上させる。			
達成状況	平成23年度 制度構築			
取組結果・効果額	対象の拡大や隔月での実施など、料金収納強化のため給水停止業務を実施した。また、受益者負担金滞納者に対して電話や訪問による徴収を行うとともに、差し押さえや交付要求を行い収納率向上を図った。			99.1

番号	90	事業名	市有地・施設の貸与・売却	
事業推進課	財務部 監理課			
現状及び問題点	厳しい財政状況の中、有効活用が見込めない未利用資産について、財産の貸与・売却等が必要である。			
実施内容	現状を把握するため、公有財産管理台帳等を整備し、有効活用を図ることができない土地、建物について公有財産利用検討委員会で検討し、可能なものから貸与・売却を促進する。			
実施目標	平成19年度中に未利用資産の取り扱いについて方向性を出し、平成20年度より貸与・売却を実施する。			
達成状況	平成22年度 制度定着			
取組結果・効果額	売却可能な未利用土地について、市の広報・ホームページで周知し、一般競争入札及び随意契約にて売却するとともに、法定外公共物(赤道・青道)についても可能なものについて売却を行った。今後は、面積の小さい土地についても、隣接地権者への売却に向け交渉を行っていく。			183.3

坂井市行政改革(100の改革)取組実績

番号	91	事業名	無料駐車場の運営見直し(有料化)	
事業推進課	財務部 監理課			
現状及び問題点	市内全域において小規模市営無料駐車場が多数存在し、維持管理に係るコスト低減と財源確保のため、地元へ売却、貸与するなどの方策が必要である。また、有料駐車場で有人により管理しているものは、費用対効果を検証しながら、無人化することが必要である。			
実施内容	地元住民の駐車場と化している無料駐車場については、地元への売却、貸与に向け関係自治会長と協議する。その他の無料駐車場については、公平性及び自主財源の確保の観点から有料化へ見直しする。有料駐車場で有人による管理体制を費用対効果を検証しながら無人化する。			
実施目標	平成19年度中に全駐車場についてその方向性を出し、平成20年度より実施する。			
達成状況	未達成 次期に継続			
取組結果・効果額	地元商店街への貸付や、有人駐車場の管理体制の見直し、指定管理者の導入を行った。しかし、市内にはまだ多くの駐車場があり、次期行革期間でも継続して取り組む。			16で計上

番号	92	事業名	公用車の効率的な管理(公用車配置計画を策定し、効率的に管理する)	
事業推進課	財務部 監理課			
現状及び問題点	古い公用車や使用頻度の少ない車両等を整理し、全体的な管理方法について見直しが必要である。			
実施内容	公用車の配置について本庁・総合支所へ効率的に配車し、車の数を必要最小限とする。利用頻度が少なく維持管理経費を要する老朽化した公用車については廃車する。			
実施目標	廃車を含めて公用車の配車を見直し、平成19年度より効率的に配置する。			
達成状況	平成20年度 達成			
取組結果・効果額 (上:削減額、 下:増収額)	組織改編にあわせ適正な公用車配置を実施。費用対効果を検証し老朽化した公用車を廃止し、新たに導入する公用車は軽自動車のリース物件とした。また、不用となった公用車の公売も実施した。			▲ 23.1 3.6

番号	93-1	事業名	経常経費(光熱水費等)の削減	
事業推進課	総務部 企画情報課			
現状及び問題点	これまで経費節減に取り組んできたが、さらなる職員の意識改革と徹底した取り組みが必要である。			
実施内容	職員の経費削減に対する意識を徹底させるため、経費節約のチェックリストの活用などを通して、事務経費や施設の維持管理経費等の削減に努める。			
実施目標	経費削減意識の徹底を図り、平成23年度までに経常経費を10%削減する。			
達成状況	平成22年度 制度定着			
取組結果・効果額	全職員に本庁・支所の複合機の使用枚数とそれに伴う保守料金について毎月周知し経費節減意識の向上を図るとともに、複合機の台数を削減しリース料・保守点検委託料を削減した。電算機器ではPCを調整統合しリース料を削減した。その結果、平成18年度比で経常経費が約40%減少した。			▲ 179.1

坂井市行政改革(100の改革)取組実績

番号	93-2	事業名	経常経費(光熱水費等)の削減	
事業推進課	財務部 監理課			
現状及び問題点	これまでも経費節減に取り組んできたが、さらなる職員の意識改革と徹底した取り組みが必要である。			
実施内容	職員の経費削減に対する意識を徹底させるため、経費節約のチェックリストの活用などを通して、事務経費や施設の維持管理経費等の削減に努める。			
実施目標	経費削減意識の徹底を図り、平成23年度までに経常経費を10%削減する。			
達成状況	平成23年度 達成			
取組結果・効果額	庁舎の省エネ診断の実施や冷暖房の適切な温度管理、職員の省エネ意識の向上を図った。特に平成23年度においては、空調稼働時間の短縮やデマンド計による監視、蛍光灯の間引き等積極的に取り組んだ。その結果、平成18年度比で経常経費が約13%減少した。			▲ 12.5

番号	94	事業名	不用物品の有効活用(不用物品リストを作成し、有効活用を図る)	
事業推進課	財務部 監理課			
現状及び問題点	本庁、総合支所、施設において不用となった備品について全庁的な管理がなされていない。			
実施内容	事務用備品、教育備品、保育備品など、不用になった備品リストを作成し、情報を共有化して有効活用を図る。			
実施目標	備品台帳の情報の共有化を図り有効活用する。			
達成状況	平成22年度 制度定着			
取組結果・効果額	本庁及び総合支所で不用となった備品を毎年度リストアップし本庁・支所・施設で情報を共有。机、椅子、キャビネットなど庁舎・施設間で有効活用し、利用見込みのない不用品については廃棄処分を実施している。			-

番号	95	事業名	施設管理にかかる業務委託の見直し(清掃、樹木剪定等)	
事業推進課	財務部 監理課			
現状及び問題点	施設の維持管理に係る委託内容を精査し、内容や回数について見直しが必要である。			
実施内容	これまで委託してきた庁舎内清掃や庭木の剪定等について職員が出来る部分については自ら行い、また、業者に委託する場合も内容や回数を見直しするなど、業務の経費削減を図る。			
実施目標	庁舎内に係る保守管理業務委託について可能な限り職員で実施する。			
達成状況	平成22年度 制度定着			
取組結果・効果額	庁舎内外清掃(日常清掃、窓清掃)、樹木管理(低木)など職員で出来る作業を実施。 庁舎内清掃：清掃委託を定期的に見直し、できるところは職員で実施 庁舎外清掃：本庁・支所の建物周囲を班編成にて定期的に就業前に実施 樹木管理：職員の庁舎清掃にあわせ樹木の剪定・除草を実施			▲ 3.2

坂井市行政改革(100の改革)取組実績

番号	96	事業名	本庁総合支所等入札の一本化 (本庁、総合支所、施設の保守点検業務の入札を一本化する)	
事業推進課	財務部 監理課			
現状及び問題点	消防設備保守点検業務、地下タンク点検業務、園舎消毒、ピアノ調律調整など施設や設備の保守業務委託について、本庁・総合支所・施設において、それぞれに異なる単価で契約している。			
実施内容	本庁・総合支所・施設の管理に係る保守点検業務など、同一業務毎に取りまとめ経費削減を図る。			
実施目標	平成19年度中に委託業務について調査し、平成20年度より一括した契約とする。			
達成状況	平成20年度 達成			
取組結果・効果額	本庁・支所でそれぞれ発注していた同一業務について、発注の一本化及び単価を統一。新たに発生する業務についても一本化可能な業務を取りまとめ、契約を行なっている。			▲ 5.0

番号	97	事業名	下水道の接続促進	
事業推進課	上下水道部 総務経理課			
現状及び問題点	下水道の整備状況に対して普及率が低く、汚水処理などの維持管理に要する経費が使用料でやり繰りできていない。			
実施内容	供用開始された下水道の投資効果を最大限に活かすため、下水道の接続促進を図り、使用料の確保に努める。			
実施目標	平成23年度末までに、公共下水道水洗化率を90.0%以上とする。 (平成18年度末84.0%) 平成23年度末までに、農業集落排水水洗化率を100.0%とする。 (平成18年度末90.4%)			
達成状況	未達成 次期に継続			
取組結果・効果額	供用開始されたものの未接続である世帯に電話や訪問を実施、接続率の低い地区に対しては区長を通じて依頼し説明会を実施して接続推進を図った。また「下水道の日」に合わせて啓発活動を実施した。H23末公共下水道水洗化率86.49%。年々上昇しているものの目標には到達していないため、次期行革期間においても継続して取り組む。			44.6

番号	98-1	事業名	企業会計の財政健全化計画の策定	
事業推進課	三国病院事務局			
現状及び問題点	厳しい財政状況の中、今後の財政運営の健全化を図るための財政見通しを立てなければならない。			
実施内容	経営の総点検を行い、さらなる経営健全化に取り組む。また、中長期的視点に立った経営手法を確立し、経済性と公共性の調和のもと、効率的な運営に努める。			
実施目標	平成19年度中に自治体病院改革プランを策定し、中長期的な財政見通しを明確にする。			
達成状況	平成20年度 達成			
取組結果・効果額	H20年度に中期的な公立病院改革プラン(H19~H28)を策定。計画に基づき経営の健全化を図っていく。社会情勢の変化や毎年度の決算状況に応じて財政健全化計画のフォローアップを実施していく。			-

坂井市行政改革(100の改革)取組実績

番号	98-2	事業名	企業会計の財政健全化計画の策定	
事業推進課	上下水道部 総務経理課			
現状及び問題点	厳しい財政状況の中、今後の財政運営の健全化を図るための財政見通しを立てなければならない。			
実施内容	経営の総点検を行い、さらなる経営健全化に取り組む。また、中長期的視点に立った経営手法を確立し、経済性と公共性の調和のもと、効率的な運営に努める。			
実施目標	平成19年度中に財政健全化計画を策定し、中長期的な財政見通しを明確にする。			
達成状況	平成20年度 達成			
取組結果・効果額	H19年度に中期的な公営企業経営健全化計画(H19~H23)を策定し、計画に基づき財政の健全化を図った。また公共下水道事業会計では計画期間を延長してさらに取り組むこととしており、今後も社会情勢の変化や毎年度の決算状況に応じてフォローアップを実施していく。			-

番号	99	事業名	国民健康保険特別会計の財政健全化の推進	
事業推進課	生活環境部 保険年金課			
現状及び問題点	加入者の高齢化や医療技術の高度化に伴い医療費が年々増加している中で、歳出に見合った収入の確保がなされていない。			
実施内容	特定健診の受診率向上や健診結果説明会の充実、ジェネリック医薬品の普及促進など医療費適正化対策に取り組むとともに、国民健康保険税の負担のあり方について検討を行う。			
実施目標	医療費に応じた国民健康保険税とするため、税率改正を行う。また、医療費適正化対策を充実し、医療費の抑制を図る。			
達成状況	平成23年度 達成			
取組結果・効果額	国民健康保険税の税率改正について検討を行い、H23年12月議会で議決された。また、医療費適正化対策として、特定健診の受診率向上や受診後の結果説明会の充実を図り、早期発見・早期治療を推進した。併せて、ジェネリック医薬品の普及による医療費抑制を図るため、普及促進カードの作成・配布や、ジェネリック医薬品使用による医療費差額通知を実施した。			-

番号	100	事業名	監査の強化	
事業推進課	監査委員事務局			
現状及び問題点	市の行政サービスに対して、市民のニーズを反映しているか、負担に見合うものかなど、税金の使い方とその効果に対する市民の関心が高まっている。こうした中、住民の信頼を確保し透明性のあるものとしていくために、自らのチェック機能を高めていくことが重要である。			
実施内容	行政運営の透明性の向上を図るため、毎年度、監査計画を策定し、監査の充実強化に努める。			
実施目標	毎年度監査計画を策定し監査を実施する。			
達成状況	平成22年度 制度定着			
取組結果・効果額	監査計画に基づき、例月出納検査・定期監査・決算審査等を実施するとともに、新たに財政健全化法による比率の審査や工事監査を行った。外部に技術調査を委託することで監査の充実を図った。			-